

資料 1 - 2

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年3月23日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(設計基準対象施設等)  
比較表

第35条 通信連絡設備

令和5年3月  
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

### 比較結果等をとりまとめた資料

#### 1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

##### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり (4件)
  - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。

変更前：充電式電池

変更後：非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。

- ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
- ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
- ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。

- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

+

##### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
  - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
  - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

## 2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ペーディング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違④参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備 ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

## 2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	(記載なし)	(記載なし)	赤字部は、設備の相違①参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち <b>保安電話</b> <b>(FAX)</b> 設置場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・大飯3／4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3／4号炉及び大飯3／4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・大飯3／4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6／7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所</b>	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所待機所</b>	・大飯3／4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び <b>原子炉補助建屋</b>	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

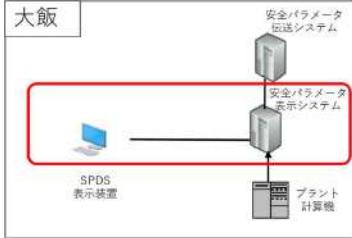
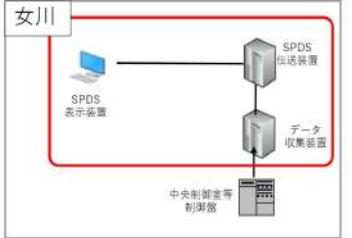
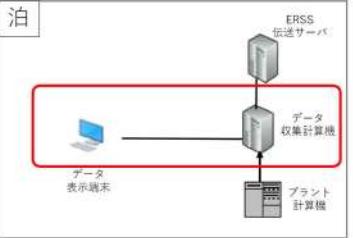
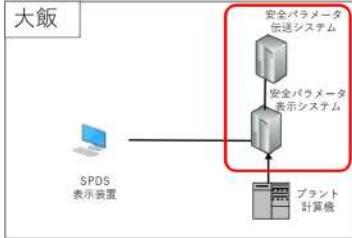
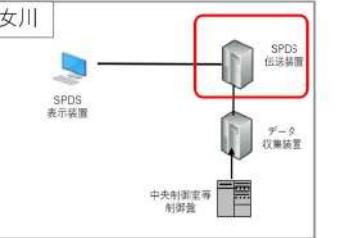
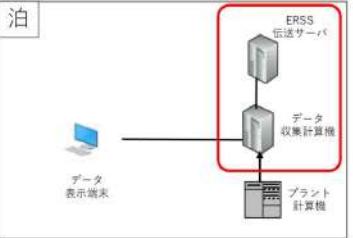
上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム（SPDS））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ収集装置 設置場所：制御建屋内</li> <li>・SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内</li> <li>・SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。</li> <li>・泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。</li> <li>・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。</li> <li>・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。</li> </ul>
⑪ 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> </ul> 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。</li> <li>・女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。</li> <li>・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSSへの伝送機能に相違はない。</li> <li>・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。</li> </ul>
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作ではなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。</li> </ul>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用電源設備	・大飯3／4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。（泊3号炉は女川同様非常用電源設備のみ）
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話（可搬）の有無	衛星電話（可搬）	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備（警報装置を含む。）のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。（伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6／7号炉、東海第二、島根2号炉と同様）
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備（FAX）	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置（FAX）を設置している。（伊方3号炉と同様）

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、<b>1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</b></p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</b></p>	<p>緊急時対策所は、<b>緊急対策室及びSPDS室から構成される</b>設計とする。          緊急時対策所は、<b>緊急時対策建屋</b>に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する</b>設計とする。          緊急時対策所は、<b>それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m</b>に設置する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。</li> <li>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6／7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急事対策所(待機場所)と同様)</li> </ul>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed cyan; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> <li>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul>	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6／7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「<u>緊急時対策所</u>」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>緊急時対策所</u>」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」以外に「<u>緊急時対策所</u>」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所指揮所</u> 又は <u>緊急事対策所待機所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> <li>・緊急時対策所指揮所及び<u>緊急時対策所待機場所</u></li> <li>・緊急時対策所指揮所</li> <li>・緊急時対策所待機場所</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed cyan; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>又は<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所指揮所及び<u>緊急時対策所待機所</u></li> <li>・緊急時対策所指揮所</li> <li>・緊急時対策所待機所</li> </ul>	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「<u>緊急時対策所指揮所</u>」、「<u>緊急時対策所待機所</u>」又は「<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</u>」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>」又は「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第35条：通信連絡設備  ＜目次＞	第35条：通信連絡設備  ＜目次＞	第35条：通信連絡設備  ＜目次＞	
1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合方針  1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実
2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要  2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）  2.3 通信連絡設備（発電所外）  2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）  2.3 通信連絡設備（発電所外）  2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では、当章にて警報装置の概要も説明している。
2.2 多様性を確保した専用通信回線	2.5 多様性を確保した通信回線	2.5 多様性を確保した通信回線	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、大飯同様、外部との通信回線について記載している。(女川同様)
2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備	2.6 通信連絡設備の電源設備	2.6 通信連絡設備の電源設備	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 技術的能力説明資料          (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料)          参考1. 通信連絡設備の一覧          参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備          参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所  <b>【比較のため順番を変更して記載】</b>  <b>参考7. 加入電話システムの構成</b></p>	<p>3. 別添          別添 女川原子力発電所2号炉          運用、手順説明資料          通信連絡設備</p> <p>4. 参考          参考1 通信連絡設備の一覧          参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備          参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所          参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 別添          別添 泊発電所3号炉          運用、手順説明資料          通信連絡設備</p> <p>4. 参考          参考1 通信連絡設備の一覧          参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備          参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所          参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違          (大飯審査実績の反映)          ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。          なお、メーク設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大飯】記載表現の相違          (女川審査実績の反映)          ・大飯：技術的能力、女川・泊：運用、手順実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違          ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違          (女川審査実績の反映)          ・大飯では参考7に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置  【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置	参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置	参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末	【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。  【泊崎】記載方針の相違 2-3(1)のとおり
参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト  【比較のため順番を変更して記載】 参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性 参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性  【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について	参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ  参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について	参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ  参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大飯では参考5に記載  【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源  【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について  参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）  【泊崎】記載方針の相違 2-3(1)のとおり
			【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載  【泊崎】記載方針の相違 2-3(1)のとおり

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【比較のため再掲】</b> <b>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</b>	参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について	参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について	<b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・女川は緊急時対策所の電源として無停電電源装置を設置しているが、泊は通信機器個別に無停電電源を設置している。 <b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載
<b>【泊崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <b>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</b>			<b>【泊崎】</b> 記載方針の相違 2-3頁のとおり
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b> <b>参考12. 多様性を確保した通信連絡設備</b>	参考11 多様性を確保した通信回線の容量について	参考11 多様性を確保した通信回線の容量について	<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、発電所外との通信回線の容量の説明をしている（女川同様） ・大飯では参考12に記載
	参考12 主要な通信連絡設備の配置について	参考12 主要な通信連絡設備の配置について	<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では該当参考なし
<b>【比較のため再掲】</b> <b>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</b>	参考13 協力会社との通信連絡	参考13 協力会社との通信連絡	<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では参考2に記載
	参考14 公的機関等の情報を入手するための設備	参考14 公的機関等の情報を入手するための設備	<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では該当参考なし
参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度			<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・技術的能力説明資料にて記載。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類		参考15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実
参考13. トランシーバーの仕様		参考16 無線連絡設備（携帯型）の仕様  参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機 保有台数と考え方	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実  【大飯】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する<b>大飯発電所3号及び4号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための<b>技術的能力（手順等）</b>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<b>女川原子力発電所</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の<b>追加要求事項</b>を明確化するとともに、それら要求に対する<b>泊発電所3号炉</b>における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	【大飯】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)</p> <p>表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>一部追加要求</td></tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>一部追加要求事項</td></tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・重大事故等対応設備の 条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載。</p>
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求																			
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項																			
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																			
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第35条 通信連絡設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）          ・重大事故等対処設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備  <b>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</b>          ロ、発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針          (1) 位置、構造及び設備          ロ、発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。          a、設計基準対象施設          (ad) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>、通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備</b>から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          ロ、発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。          a、設計基準対象施設          (ad) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、<b>データ伝送設備（発電所内）</b>、通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備（発電所外）</b>から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、<b>原子炉補助建屋</b>等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>のうち<b>データ伝送設備（発電所内）</b>を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）      ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違      ・泊は列挙する代表種屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）      ・大飯：操作、女川・泊必要な操作。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      ・大飯では（安全施設に属するものに限る。）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違      ・34条(ス.(3)(vi))から(ス.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>を追記することで条文間整合を向上させた。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>          また、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p><b>原子炉施設</b>には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の<b>原子力事業本部</b>、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）</b>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、<b>有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</b></p> <p>これらの通信連絡設備については、<b>非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</b></p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>データ伝送設備</b>を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備</b>については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、<b>非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</b></p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>安全パラメータ表示システム (SPDS)</b> のうち<b>データ伝送設備（発電所外）</b>を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備（発電所外）</b>については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、<b>非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</b></p>	<p><b>【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</b></p> <p><b>【大飯】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</b></p> <p><b>【大飯】【女川】 記載方針の相違 ・34条(ヌ.(3)(vi))から (ヌ.(3)(vii))を呼び出 しており、34条で使 用している名称「安全パラ メータ表示システム (SPDS)」を追記するこ とで条文間整合を向上させ た。</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：有線系、無線系又 は衛星系回線、女川・泊： 有線系回線、無線系回線 又は衛星系回線</b></p> <p><b>【大飯】【女川】設計方針 の相違 泊では、無停電電源(UPS の類)、無停電電源装置、 充電式電池、乾電池と設 備によって様々な電源 に接続されている状況 から「無停電電源等」と 表記。</b></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3: P4-35-19～28）】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備          ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備          (3) その他の主要な事項          (vii) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1: P35 条-11, 12）（2.2: P35 条-13～15）（2.3: P35 条-16～20）（2.4: P35 条-21, 22）（2.5: P35 条-23, 24）（2.6: P35 条-25～32）】</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備          (3) その他の主要な事項          (vii) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1: P35 条-12）（2.2: P35 条-13～15）（2.3: P35 条-16～18）（2.4: P35 条-19）】</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備          (3) その他の主要な事項          (vii) 通信連絡設備          通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</li> </ul> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</li> </ul> <p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2⑦参照</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・34条(ヌ、(3)(vi))から(ヌ、(3)(vi))を呼び出しており、34条で使用している名称「安全パラメータ表示システム（SPDS）」を追記することで条文間整合を向上させた。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>          また、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、<b>通信設備（発電所内）</b>及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は<b>無停電電源</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p><b>原子炉施設</b>には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の<b>原子力事業本部</b>、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）</b>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>及び<b>安全パラメータ伝送システム</b>を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>については、<b>非常用所内電源設備</b>又は<b>無停電電源装置（充電器等を含む。）</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>局線加入電話設備</b>、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>データ伝送設備</b>を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び<b>データ伝送設備（発電所内）</b>については、<b>非常用電源設備</b>又は<b>無停電電源等</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>加入電話設備</b>、専用電話設備、衛星電話設備、<b>携帯電話</b>及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>のうち<b>データ伝送設備（発電所外）</b>を設置する設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】記載方針の相違</b>  <b>2-3⑤のとおり</b></p> <p><b>【大飯】【女川】設計方針の相違</b>          泊では、<b>無停電電源（UPSの類）</b>、<b>無停電電源装置、充電式電池、乾電池</b>と設備によって様々な電源に接続されている状況から「<b>無停電電源等</b>」と表記。</p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b>  <b>（女川審査実績の反映）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</li> </ul> <p><b>【大飯】体制の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</li> </ul> <p><b>【女川】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2⑤参照</li> </ul> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b>  <b>（女川審査実績の反映）</b></p> <p>大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「<b>〇〇等</b>」と記載、女川・泊：「<b>等</b>」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b>  <b>（女川審査実績の反映）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、伝送先がERSSしかないことから「<b>等</b>」は記載していない</li> </ul> <p><b>【大飯】【女川】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・34条(Ⅹ、(3)(vi))から(Ⅹ、(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用し</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）は、原子炉補助建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>ている名称「安全パラメータ表示システム（S P D S）」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）      大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違      泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、S P D S表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      ・女川審査実績を反映し、重大事故等対策設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ. (2) (v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ. (3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違          (女川審査実績の反映)          ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式	通信連絡設備の一覧を以下に示す。	通信連絡設備の一覧を以下に示す。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
運転指令設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	送受話器（ペーディング）（警報装置を含む。） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	運転指令設備（警報装置を含む。） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり。
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	加入電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】設計方針の相違 ・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載
加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	局線加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載
携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式	電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	携帯電話 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	社内T.V会議システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	電力保安通信用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	専用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	専用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>無線通話装置（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用） 一式</p>	移動無線設備 一式	移動無線設備 （「 <u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用） 一式	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「<u>緊急時対策所</u>」と兼用） 一式</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>無線連絡設備（固定型） （「<u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u>」及び「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>無線連絡設備（固定型） （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「<u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u>」と兼用しない。</p>
インターフォン（3号及び4号炉共用）（ <u>ヌ.(3)(vi)</u> と兼用）			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「<u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u>」及び「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「<u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u>」と兼用しない（大飯と同様）</p>
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「<u>緊急時対策所</u>」と兼用） 一式</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b> <b>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用）</b> <small>一式</small>		<b>衛星電話設備（FAX）</b> <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>【大飯】【女川】設計方針の相違</small> <small>・2-2④記載のとおり</small> <small>【大飯】設計方針の相違</small> <small>・2-2⑤記載のとおり</small>
<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）</b> <small>（ヌ. (3) (vi)と兼用）</small> <small>一式</small>	<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<b>データ収集計算機</b> <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>【女川】記載方針の相違</small> <small>・記載の充実（大飯参照）</small> <small>女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。</small> <small>泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大飯審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。</small>
<b>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）</b> <small>（「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>			
<b>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用）</b> <small>一式</small>		<b>データ表示端末</b> <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>データ表示端末</small> <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b> <b>安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用）</b> <small>一式</small>		<b>ERSS 伝送サーバ</b> <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>ERSS 伝送サーバ</small> <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b> <b>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用）</b> <small>一式</small>	<b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</b> <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</b> <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	
<b>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</b> <small>（「緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)（vi）と兼用） 一式</p>	<p>データ伝送設備 一式</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 携行型通話装置 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携行型通話装置 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は設備分類名（データ伝送設備）のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。</p>
<p>トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯では、携行型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「ヌ、(3)（vi）」（緊急時対策所）と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)（vi）と兼用） 一式</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現 女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3: P4-35-19～28）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-11,12）（2.2:P35条-13～15）（2.3:P35条-16～20）（2.4:P35条-21,22）（2.5:P35条-23,24）（2.6:P35条-25～32）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・泊では、DB事象時に使用しないことから、62条に記載</p> <p>【大飯】設計方針の相違      ・2-2◎記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違      大飯：共に、女川・泊：ともに</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針          1.1.1 安全設計の基本方針          1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備          原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 合理性説明  <b>(通信連絡設備)</b></p> <p><b>第三十五条 通信連絡設備</b></p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。          2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針          該当なし</p> <p>(3) 合理性説明  <b>第三十五条 通信連絡設備</b></p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。          2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針          1.1.1 基本的方針          1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備          発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 合理性説明  <b>第三十五条 通信連絡設備</b></p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。          2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違          泊他条文との整合</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違          ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違          ・34条(ヌ.(3)(vi))から(ヌ.(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「安全パラメータ表示システム(SPDS)」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違          2-33のとおり</p>
<p>適合のための方針          第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</b></p>	<p>適合のための設計方針          第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針          第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20）      (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について      設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について      設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。      また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）(2.2:P35条-13～15)      (2.4:P35条-19)】</p> <p>第2項について      設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。      また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違      泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違      ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある      【大飯】【女川】記載方針の相違      ・34条(ス、(3)(vi))から(ス、(3)(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「安全パラメータ表示システム（SPDS）」を追記することで条文間整合を向上させた。      【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）      大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3：P4-35-21～28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.3：P35条-16～18）（2.4：P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）          10. その他発電用原子炉の附属施設          10.12 通信連絡設備          10.12.1 通常運転時等          10.12.1.1 概要          設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。          また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料 (2.1～2.1.2: P4-35-19～23)】</p> <p>10.12.1.2 設計方針          (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。          また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】          また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1～2.1.1: P4-35-19～20) (2.3:P4-35-26～28)】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）          10. その他発電用原子炉の附属施設          10.12 通信連絡設備          10.12.1 通常運転時等          10.12.1.1 概要          設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。          また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針          (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。          また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.2:P35 条-13～15) (2.3:P35 条-16～18)】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）          10. その他発電用原子炉の附属施設          10.12 通信連絡設備          10.12.1 通常運転時等          10.12.1.1 概要          設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。          また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針          (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.2:P35 条-13～15) (2.4:P35 条-19)】</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違      ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違      ・34条(ヌ)、(3)(vi)から(ヌ)、(3)(vii)を呼び出しており、34条で使用している名称「安全パラメータ表示システム（SPDS）」を追記することでの文間整合を向上させた。</p> <p>【拍崎】記載方針の相違      2-3(1)のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違      泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3：P4-35-21～28）】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、安全ハラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・34条（ヌ.（3）(vi))から（ヌ.（3）(vii))を呼び出しており、34条で使用している名称「安全ハラメータ表示システム（SPDS）」を追記することで条文間整合を向上させた。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設</p>

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため再掲】</b></p> <p><b>10.12.1.4 主要仕様</b> 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料(2.2~2.3:P4-35~24~28)】</p> <p><b>10.12.1.3 主要設備</b> <b>10.12.1.3.1 通信連絡設備（3号及び4号炉共用）</b> (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p><b>10.12.1.3 主要設備の仕様</b> 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p><b>10.12.1.4 主要設備</b> (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p><b>10.12.1.3 主要設備の仕様</b> 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>【説明資料(2.5:P35条-20~21)(2.6:P35条-22~27)】</p> <p><b>10.12.1.4 主要設備</b> (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b> 【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b> (女川審査実績の反映) ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2)データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p> <p><b>【比較のため再掲】</b> また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p><b>【比較のため再掲】</b> なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p><b>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p><b>(2) データ伝送設備（発電所内）</b> 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3丁のとおり</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第35条 通信連絡設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の<b>原子力事業本部</b>、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>加入電話</b>、<b>衛星電話（携帯）</b>等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p><b>【比較のため再掲】</b> 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、<b>無線系</b>又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p><b>【比較のため再掲】</b> なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、<b>非常用所内電源</b>又は<b>無停電電源</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>及び<b>安全パラメータ伝送システム</b>を設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>局線加入電話設備</b>、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、<b>非常用所内電源設備</b>又は<b>無停電電源装置（充電器等を含む。）</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p><b>(4) データ伝送設備</b> 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>SPDS 伝送装置</b>で構成する<b>データ伝送設備</b>を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>加入電話設備</b>、専用電話設備、衛星電話設備、<b>携帯電話</b>及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、<b>非常用電源設備</b>又は<b>無停電電源等</b>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p><b>【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27】</b></p> <p><b>(4) データ伝送設備（発電所外）</b> 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<b>データ収集計算機</b>及び<b>ERSS 伝送サーバ</b>で構成する<b>データ伝送設備（発電所外）</b>を設置する設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b>体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 <b>【女川】</b>設備の相違 ・2-2◎記載のとおり。 <b>【大飯】</b>記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「○○等」と記載 泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p><b>【大飯】</b>記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p><b>【大飯】</b>記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 <b>【女川】</b>設備の相違 ・2-2◎記載のとおり <b>【大飯】</b>記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P4-35-19) (2.1.2~2.3: P4-35-21~28)】</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.4:P35 条-19)          (2.5:P35 条-20~21) (2.6:P35 条-22~27)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）          大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線          【大飯】記載表現の相違          【大飯】【女川】設計方針の相違          泊では、無停電電源（UPS の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・記載箇所の相違。大飯：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）      ・大飯：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>
<p>10.12.1.4 主要仕様</p> <p>通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料 (2.2~2.3:P4-35-24~28)】</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> 及び<b>データ伝送設備</b>については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、<b>データ伝送設備（発電所内）</b> 及び<b>データ伝送設備（発電所外）</b>については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するため～</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

泊発電所 3 号炉 D B 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
<b>第 10.12.1.1 表 警報装置の仕様</b>												
通信種別	主要設備	電源	通信回線									
警報装置	事故一斉放送装置 非常用所内電源 通信用無停電電源装置	非常用所内電源 通信用無停電電源装置	—									
<b>第 10.12.1.2 表 通信設備（発電所内）の仕様</b>												
通信種別	主要設備	電源	通信回線									
通信設備（発電所内）	連絡指令設備	1号及び2号炉送受話器 非常用所内電源 通信用無停電電源装置	常用所内電源 通信用無停電電源装置	—								
		3号及び4号炉送受話器 非常用所内電源 通信用無停電電源装置	常用所内電源 通信用無停電電源装置	—								
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	—								
		保安電話（携帯） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	—								
	トランシーバー	充電池 乾電池	乾電池	—								
		携帯式電話装置	乾電池	—								
	衛星電話	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（D-B） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）	—								
		携帯（注1）	充電池	—								
	インターфон		乾電池	—								
	無線通話装置（注2）		固定：常用所内電源、 通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策用） （D-B） 車載：移動式放熱測定装置 （モニタ車）の常用蓄電池	無線系回線								

(注1)：発電所外用（社内及び社外）と共用。

(注2)：発電所外用（社内）と共用。

第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表			
通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源装置等	通信回線
連絡指令設備 （発電所内）	航行型通話装置 送受話器（ページング） （警報振子を含む）	衛星系 非常用ディーゼル発電機、 通信用無停電電源装置（蓄電池）	—
移動無線設備	移動無線装置（固定型） 移動無線装置（車載型）	非常用電源 非常用ディーゼル発電機、 通信用無停電電源装置（蓄電池）	—
無線連絡設備	無線連絡装置（固定型） 無線連絡装置（車載型）	太陽式電池（本体内部） 非常用電池（本体内部）	—
通信連絡設備 （発電所内）、 通信連絡設備 （発電所外）	電力保安通信用電話設備 PBX端末 FAX	非常用ディーゼル発電機、 非常用電池（本体内部） 非常用ディーゼル発電機 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（車載型）	有線系回線、 無線系回線 （専用の電力保安連絡用回線）
安全パワーメータ 表示システム （OPW）	安全パワーメータ 表示システム （OPW）	データ収集装置 非常用ディーゼル発電機、 非常用電池（蓄電池） UPS充電装置 UPS充電装置 UPS蓄電池	—
通信連絡設備 （発電所外）	政治原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-PBX （有線系、衛星系）	テレビ会議システム 非常用ディーゼル発電機、 非常用電池（蓄電池） 衛星電話（固定型） 衛星電話（車載型）	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
周機器加入電話装置	加入電話機	通信事業者回線からの給電。 非常用ディーゼル発電機 非常用電池（蓄電池）	有線系回線 （通信事業者回線）
電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 衛星電話（固定型）	非常用ディーゼル発電機、 非常用電池（蓄電池）	衛星系回線 非常用電池（蓄電池）
社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機 非常用電池（蓄電池）	衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機 非常用電池（蓄電池）	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者が提供する特定顧客専用の総合原子力防災ネットワーク）
専用電話設備	専用電話設備 （専用公共回線用ホットライン）	有線系回線 非常用ディーゼル発電機 非常用電池（蓄電池）	有線系回線 （専用の通信事業者回線）
データ伝送設備	データ伝送装置 UPS 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 非常用電池（蓄電池） （専用の通信事業者回線）	有線系回線 （専用の通信事業者回線）
データ表示端末			衛星系回線 （通信事業者回線）
データ収集装置			—
データ伝送サーバー			有線系回線、無線系回線 （専用の通信事業者回線）

(注1)：灾害時優先回線を含む。

【大飯】  
記載方針の相違  
(女川審査実績の反映)  
・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様</b>						
通信種別	主要設備	電源	通信回線			
【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・表レイアウトの相違						
通信設備（発電所外） 社内	加入電話（注2）（注4）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)			
	携帯電話（注2）（注4）	充電池	無線系回線 (通信事業者回線)			
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (通信事業者回線)			
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)		
		保安電話（携帯） (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	無線系回線 (通信事業者回線)		
		衛星保安電話	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置	無線系回線 (通信事業者回線)		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）	T V会議システム				
		I P電話	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)		
		I P-FAX				
	社内TV会議システム		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (専用の電力保安通信用回線) 衛星系回線 (通信事業者回線)		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 充電池	衛星系回線 (通信事業者回線)		
		携帯（注1）	充電池			
		可搬	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置			
	無線通話装置（注3）		固定：常用所内電源、通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策用）（DB） 車載：移動式効率測定装置（モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線		

(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共に。

(注2)：発電所外用（社外）と共に。

(注3)：発電所内用と共に。

(注4)：灾害時優先回線を含む。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<b>第10.12.1.4表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様</b>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>電源</th> <th>通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">通信設備 （発電所外）  社外</td> <td>加入電話（注2）（注3）</td> <td>通信事業者から給電</td> <td>有線系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（注2）（注3）</td> <td>充電池</td> <td>無線系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ（注2）</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB）</td> <td>有線系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話機</td> <td>固定（注1） 常用所内電源 通信用無停電電源装置</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">有線系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）（注1）</td> <td>常用所内電源 通信用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）</td> <td>TV会議システム IP電話 IP-FAX</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td>有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>固定（注1） 非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td>携帯（注1）</td> <td>光電池</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置</td> <td></td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	電源	通信回線	通信設備 （発電所外）  社外	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)	携帯電話（注2）（注3）	充電池	無線系回線 (通信事業者回線)	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (通信事業者回線)	電力保安通信用電話機	固定（注1） 常用所内電源 通信用無停電電源装置	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	有線系回線 (通信事業者回線)	保安電話（携帯）（注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）	TV会議システム IP電話 IP-FAX	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)	衛星電話	固定（注1） 非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)	携帯（注1）	光電池	緊急時衛星通報システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置		衛星系回線 (通信事業者回線)					
通信種別	主要設備	電源	通信回線																																				
通信設備 （発電所外）  社外	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)																																				
	携帯電話（注2）（注3）	充電池	無線系回線 (通信事業者回線)																																				
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (通信事業者回線)																																				
	電力保安通信用電話機	固定（注1） 常用所内電源 通信用無停電電源装置	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	有線系回線 (通信事業者回線)																																			
	保安電話（携帯）（注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置																																					
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）	TV会議システム IP電話 IP-FAX	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)																																			
	衛星電話	固定（注1） 非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)																																			
	携帯（注1）	光電池																																					
	緊急時衛星通報システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置		衛星系回線 (通信事業者回線)																																			
	<p>（注1）：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。</p> <p>（注2）：発電所外用（社外）と共用。</p> <p>（注3）：灾害時優先回線を含む。</p>																																						
<b>第10.12.1.5表 データ伝送設備の仕様</b>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>電源</th> <th>通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">データ伝送設備 発電所内</td> <td>S P D S表示装置</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">有線系回線、無線系回線</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線) 有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	電源	通信回線	データ伝送設備 発電所内	S P D S表示装置	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置	安全パラメータ伝送システム	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線) 有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)																									
通信種別	主要設備	電源	通信回線																																				
データ伝送設備 発電所内	S P D S表示装置	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線																																				
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置																																					
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置																																					
安全パラメータ伝送システム	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線) 有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)																																						

（注1）：発電所内用及び発電所外用と共用。

【説明資料 (2.2～2.3:P4-35-24～28)】

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置 : 事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内） : 中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内） : 緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム(SPDS)</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外） : 発電所外の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外） : 所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>、通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備</b>（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備</b>（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、<b>緊急時対策所</b>へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) <b>データ伝送設備</b> 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、<b>データ伝送設備</b>（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及び<b>データ伝送設備</b>（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) <b>データ伝送設備（発電所内）</b> 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、<b>緊急時対策所</b>へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) <b>データ伝送設備（発電所外）</b> 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>・大飯は、通信連絡設備の内訳を記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 ②③の比較</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（S PDS）及びS PDS表示装置）を設置している。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、<b>タービン建屋</b>等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、<b>送受話器（ページング）</b>（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、<b>2号炉</b>に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する<b>固定電話機</b>を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、<b>原子炉補助建屋</b>等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、<b>運転指令設備（警報装置を含む。）</b>、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備、<b>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）</b>及び<b>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）</b>の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である<b>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）</b>、<b>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）</b>、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、<b>管理事務所</b>に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と<b>緊急時対策所指揮所内及び緊急時対策所待機所内</b>に設置する<b>保安電話（固定）</b>を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p><b>【大飯】</b>記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p><b>【大飯】</b>設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている</p> <p><b>【大飯】</b>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p><b>【柏崎】</b>記載方針の相違 が記述のとおり</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

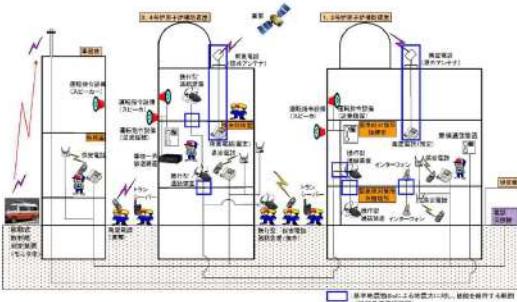
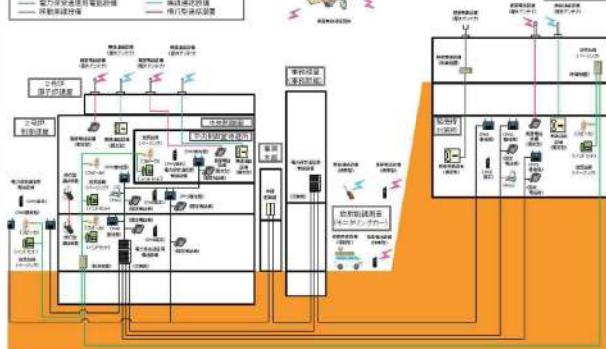
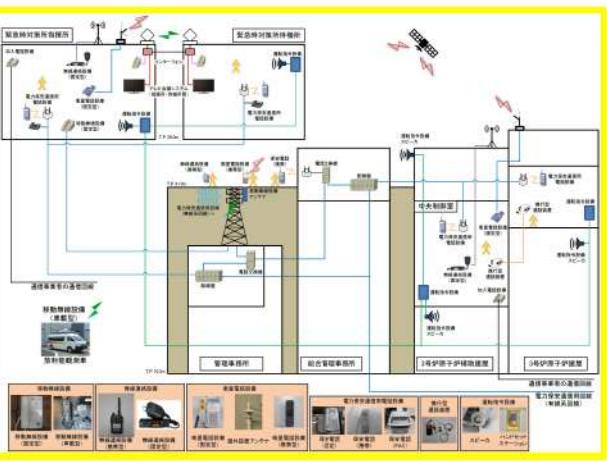
### 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。</p> <p>概要を図2.1及び図2.2に示す。</p>	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）又は衛星電話設備のうち衛星電話設備（携行型）、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績を反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映)</p> <p>・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p>																																																																																																
<p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機種</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器 (警報装置を含む。)</td> <td>ハンドセット・スピーカ</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>PBS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 中央制御室：6号及7号炉中央制御室 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋 ※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策室と均機房間の通信連絡を行う</p> <p>※1 現場（屋内）：制御建屋、原子炉建屋、タービン建屋</p>	主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>	送受話器 (警報装置を含む。)	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）	PBS端末	電話	有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所 <sup>※2</sup>	<p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機種</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（警報装置を含む。）</td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>PBS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（半搬型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携行型電話装置</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：制御建屋、原子炉建屋、タービン建屋</p>	主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>	送受話器（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	PBS端末	電話	有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（半搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）	携行型電話装置	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内）	<p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機種</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（警報装置を含む。）</td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定）<sup>※1</sup></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 無線系回線</td> <td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）<sup>※1</sup></td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>携行型電話装置</td> <td>電話</td> <td>有線系回線</td> <td>・中央制御室－現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）<sup>※1</sup></td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 発電所内と発電所外と共に</p>	主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>	送受話器（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外）	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室	保安電話（携帯） <sup>※1</sup>	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室	携行型電話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） <sup>※1</sup>	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）	<p>DBに係る内容（当表）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映)</p> <p>【泊】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>																																																																																																
送受話器 (警報装置を含む。)	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																
電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																
	PBS端末	電話	有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																																
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所 <sup>※2</sup>																																																																																																
主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>																																																																																																
送受話器（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																
電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																
	PBS端末	電話	有線系／無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）																																																																																																
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																																
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（半搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）																																																																																																
携行型電話装置	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																	
主要設備	機種	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>※1</sup>																																																																																																
送受話器（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																															
	保安電話（携帯） <sup>※1</sup>	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																															
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																															
携行型電話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） <sup>※1</sup>	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・緊急時対策所－中央制御室																																																																																																
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																																																

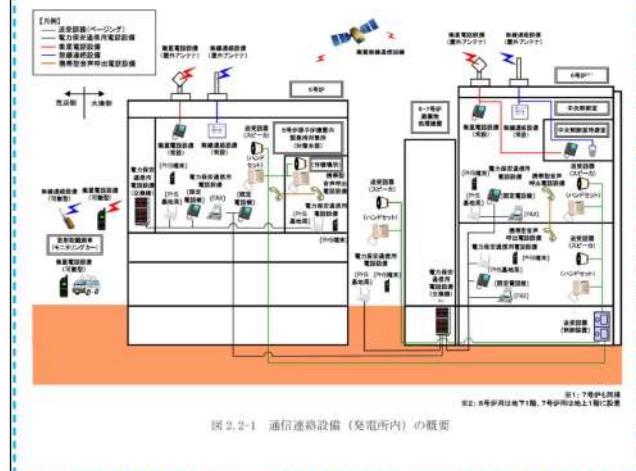
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

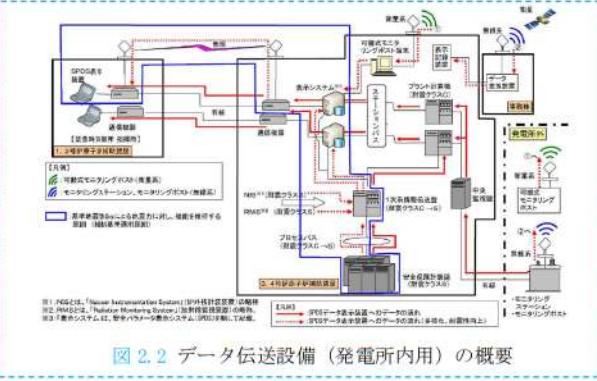
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			DB/SAに係る内容(当図)
図2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要【通信連絡設備（発電所外用）と共用のものを含む】	第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要	第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要 【通信連絡設備（発電所外）と共用のものを含む】	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は通信連絡設備（発電所外）と共に記載している設備も含めて記載している旨を記載している（大飯同様）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p> <p>【大飯】記載方針の相違      (女川審査実績を反映)      ・泊は、データ伝送設備      を 2.4 に記載している      (女川同様)</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</b></p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内T.V会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内T.V会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E.R.S.S）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p><b>2.3 通信連絡設備（発電所外）</b></p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p><b>2.3 通信連絡設備（発電所外）</b></p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電力保安通信用電話設備          専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している<b>固定電話機</b>、<b>PHS</b> 端末、<b>FAX</b> 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している<b>衛星保安電話（固定型）</b></p> <p>b. 社内テレビ会議システム          専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している<b>テレビ会議システム</b></p> <p>c. 局線加入電話設備          通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備          通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する<b>専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</b></p> <p>e. 衛星電話設備          通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している<b>衛星電話設備（固定型）</b>、<b>衛星電話設備（携帯型）</b></p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備          専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している<b>保安電話（固定）</b>、<b>保安電話（携帯）</b>、<b>保安電話（FAX）</b>、通信事業者回線（衛星系）に接続している<b>衛星保安電話</b>及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している<b>専用電話</b></p> <p>b. 社内テレビ会議システム          通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続している<b>テレビ会議システム</b></p> <p>c. 加入電話設備          通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備          通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する<b>専用電話設備（固定型）</b>及び<b>専用電話設備（FAX）</b></p> <p>e. 衛星電話設備          通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している<b>衛星電話設備（固定型）</b>、<b>衛星電話設備（FAX）</b>及び<b>衛星電話設備（携帯型）</b></p> <p>f. 携帯電話          通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している<b>携帯電話</b></p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2①記載のとおり</li> </ul> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2②記載のとおり</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用して構成しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2⑩記載のとおり</li> </ul> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2⑪記載のとおり</li> </ul> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2⑮記載のとおり</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備

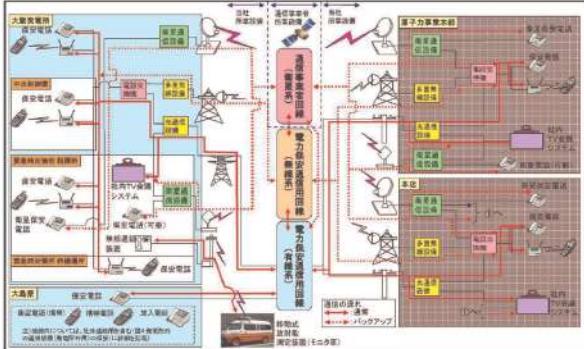
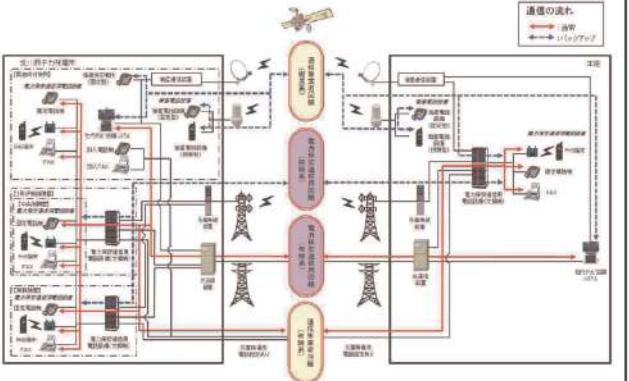
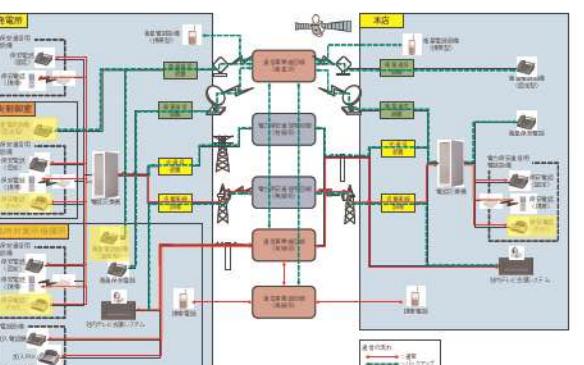
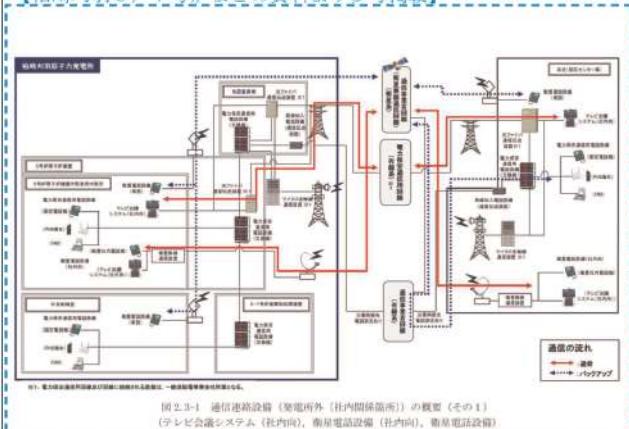
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。<u>万が一</u>、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び<u>管理事務所の通信鉄塔</u>に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。<u>万一</u>、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】「」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同じ）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・女川・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）	第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1） (電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備)	第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要 (電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話)	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり
			【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

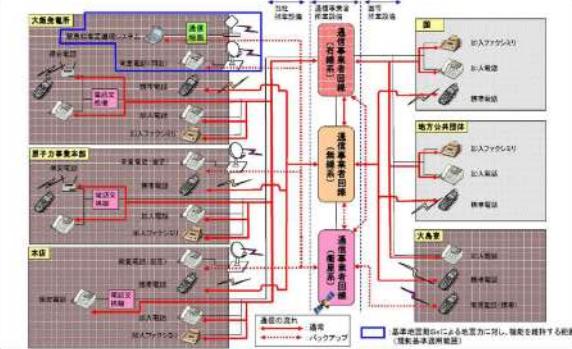
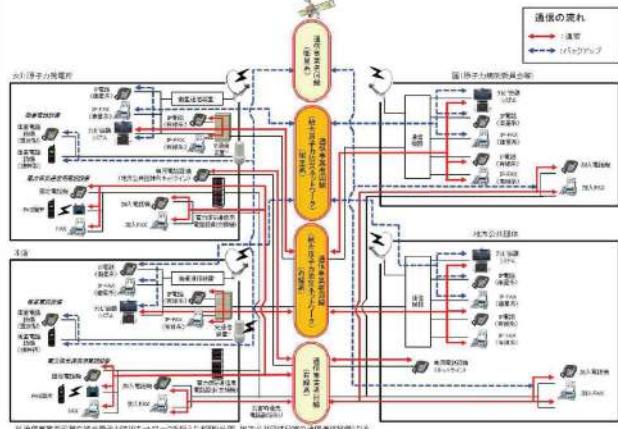
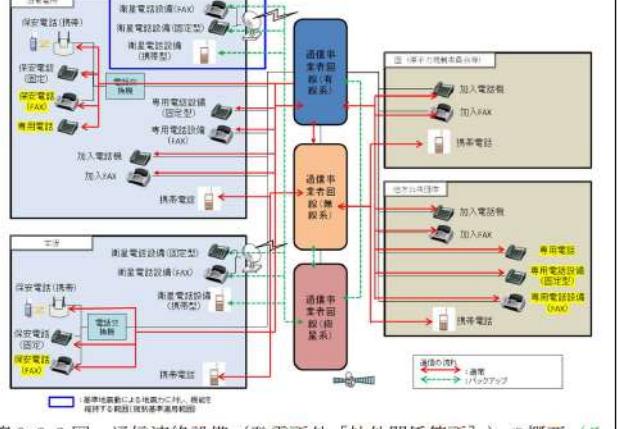
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要（その2）      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p>		DB/SAに係る内容(当図)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

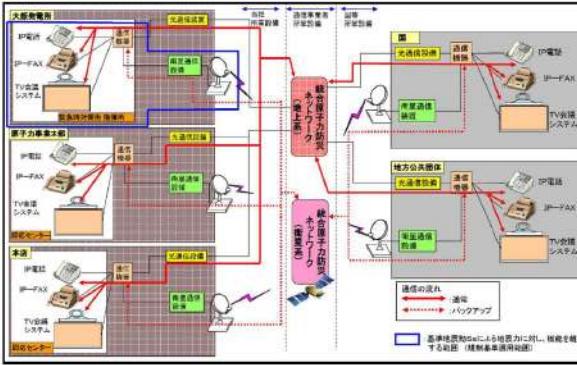
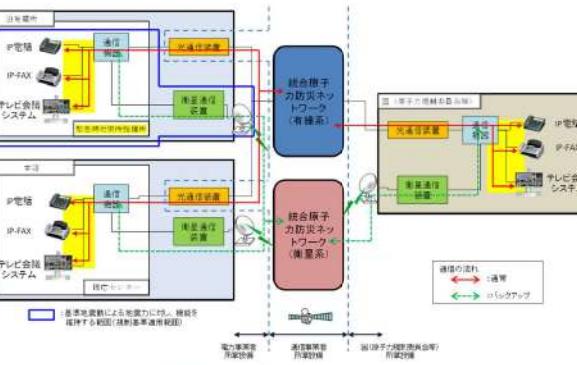
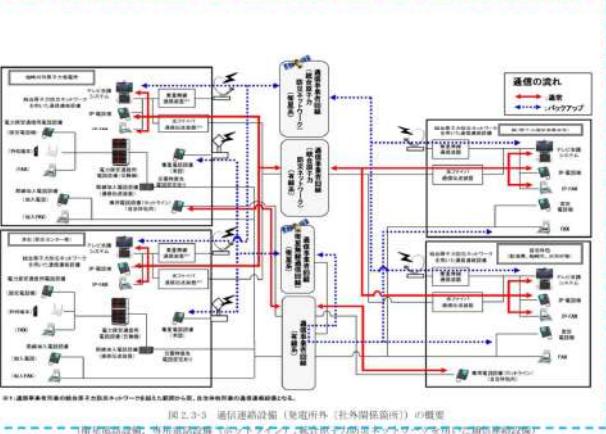
## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所1／2）	 図2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外【社外関係箇所】）の概要（その1） (衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	 図2.3-2 図 通信連絡設備（発電所外【社外関係箇所】）の概要（その2） (加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話)	<p>【女川】設計方針の相違          • 2-2⑤記載のとおり</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			DB/SA に係る内容(当図)
<p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</p> 		<p>第 2.3-3 図 通信連絡設備 (発電所外 [社外関係箇所]) の概要 (その 2)          (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違          2-3(2)のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

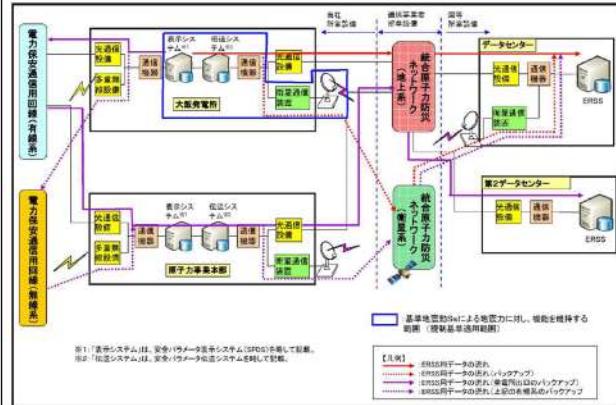
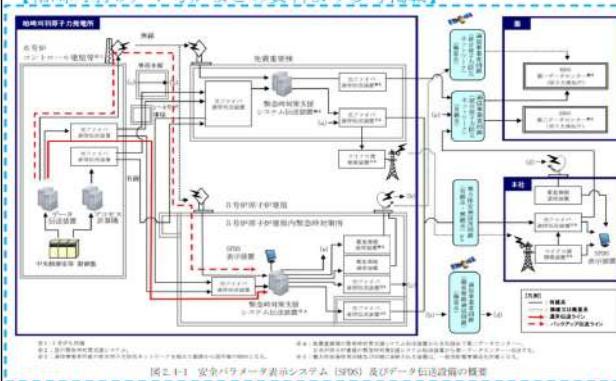
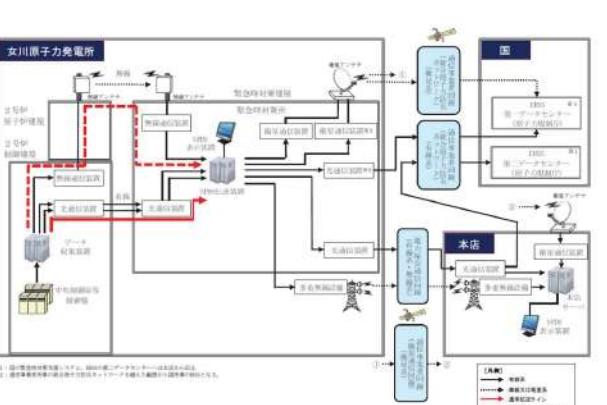
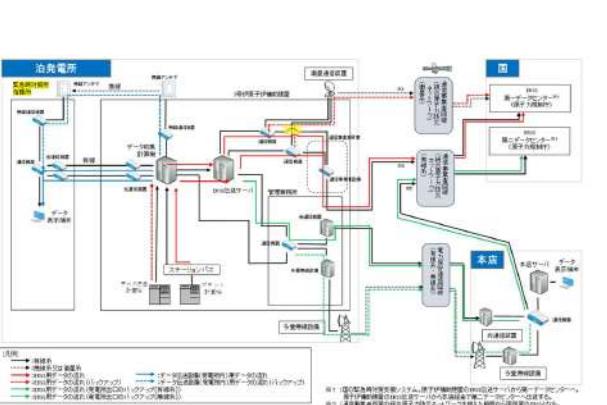
## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号炉及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3⑩のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p>
			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3⑩のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万が一）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	DB/SAに係る内容(当図)
 <p>図6 データ伝送設備（発電所外）の概要</p> <p>【泊崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.4-1 図 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要</p> <p>第2.4-1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要</p> <p>【泊崎】記載方針の相違 2-3(2)のとおり</p>	 <p>第2.4-1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要</p>	 <p>第2.4-1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>

### 自發電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

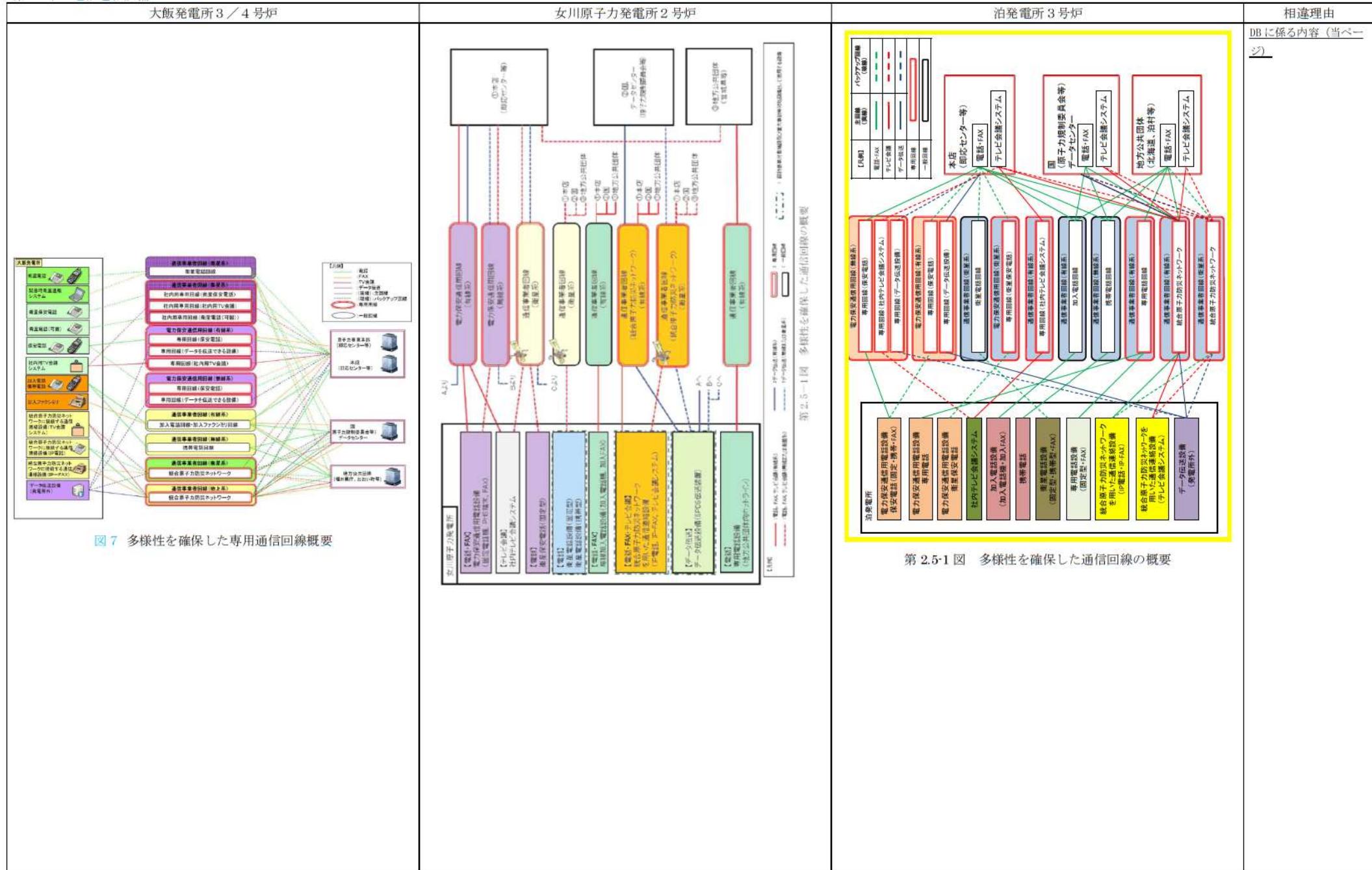
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備



## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</b></p> <p>通信連絡設備の電源については、<b>非常用所内電源</b>又は<b>無停電電源</b>から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(1/3)</p>	<p><b>2.6 通信連絡設備の電源設備</b></p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、<b>非常用所内電源設備</b>である<b>非常用ディーゼル発電機</b>又は<b>無停電電源装置（充電器等を含む。）</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である<b>ガスターイン発電機</b>又は可搬型代替交流電源設備である<b>電源車</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、<b>第2.6-2表</b>、<b>第2.6-3表</b>及び<b>第2.6-4表</b>に示す。</p> <p>第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p><b>2.6 通信連絡設備の電源設備</b></p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、<b>非常用電源設備</b>である<b>ディーゼル発電機</b>又は<b>無停電電源等</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における<b>通信連絡設備</b>は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である<b>代替非常用発電機</b>又は可搬型代替交流電源設備である<b>可搬型代替電源車</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表に示す。</p> <p>第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p><b>【大飯】</b>記載表現の相違（女川審査実績を反映）      ・女川・泊ともに、大飯と同様 DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p><b>【女川】</b>設計方針の相違      泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

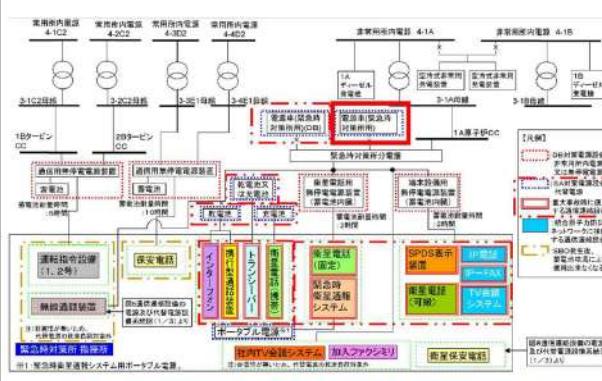
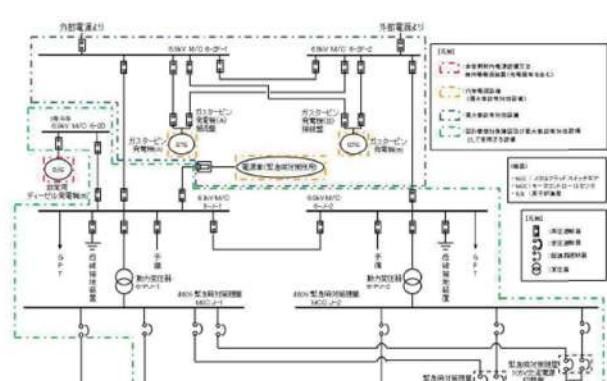
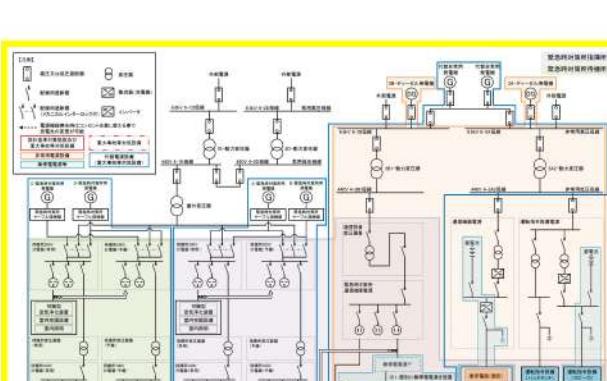
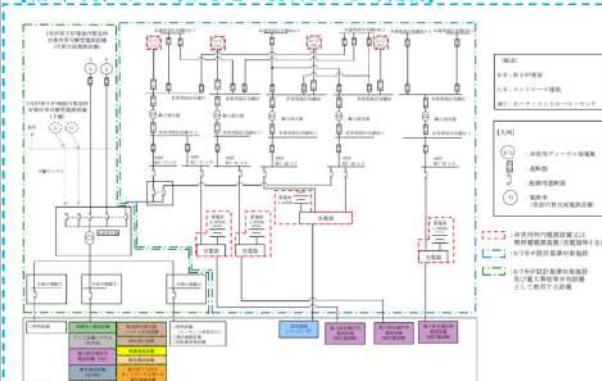
## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(2) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) <b>緊急時対策所</b>          緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、<b>非常用所内電源設備</b>である<b>非常用ディーゼル発電機</b>又は<b>無停電電源装置（充電器等を含む。）</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である<b>ガスタービン発電機</b>又は緊急時対策所用代替交流電源設備である<b>電源車（緊急時対策所用）</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) <b>緊急時対策所</b>          緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、<b>非常用電源設備</b>である<b>ディーゼル発電機</b>又は<b>無停電電源等</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である<b>代替非常用発電機</b>又は緊急時対策所用代替交流電源設備である<b>緊急時対策所用発電機</b>から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表及び第2.6-2表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</b></p> <p><b>【女川】設計方針の相違</b>          泊では、<b>無停電電源（UPSの類）</b>、<b>無停電電源装置、充電式電池、乾電池</b>と設備によって様々な電源に接続されている状況から「<b>無停電電源等</b>」と表記。</p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違</b>          2-3-4のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

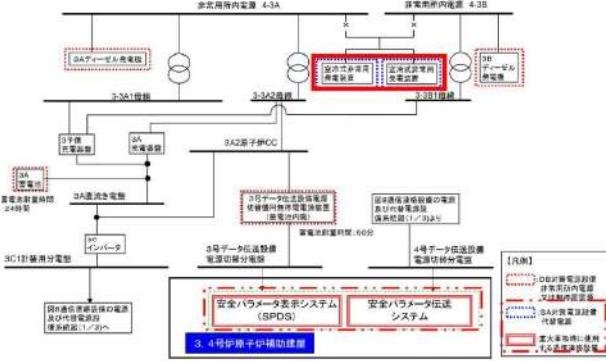
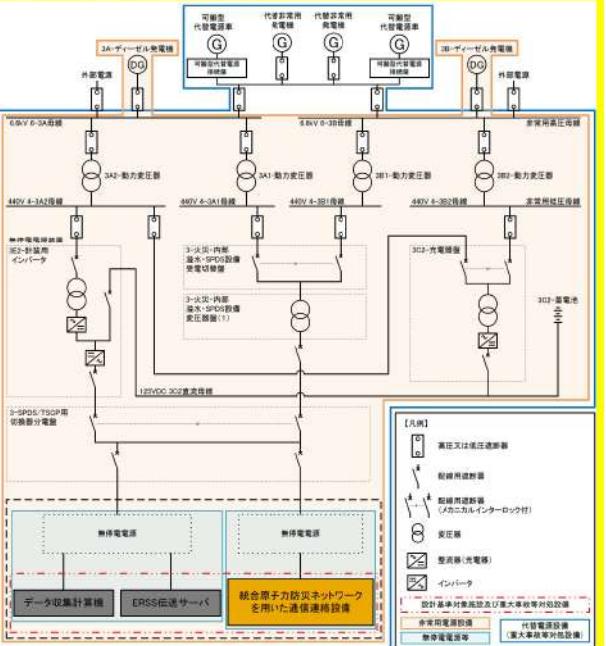
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)</p>		 <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	
<p>【泊崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.6-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	 <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	 <p>【泊崎】記載方針の相違 2-3-1のとおり</p>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第 2.6-3 図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第 2.6-1 表、第 2.6-2 表、第 2.6-3 表及び第 2.6-4 表に示す。</p>  <p>第2.6-3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SA に係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。</p> <p>SA に係る内容（赤枠）</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映） ・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

表2 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(1/2)

通信機種	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置 内	事故一斉放送装置 事故一斉放送装置	非常用内電源、通常用非常用電源装置 <sup>※1</sup>	なし
通信機種 内	送信指令装置 S号及D4号送信装置 S号及D4号送信装置	なし なし	なし
通信機種 内	保安安否用通信装置 保安電話	固定式、常用用内電源、通常用非常用電源装置 <sup>※1</sup> 固定式、常用用内電源、通常用非常用電源装置 <sup>※1</sup>	固定式、なし 固定式、なし
通信機種 内	操作型送信装置 トランシーバー	收容池 <sup>※2</sup> 固定式又は收容池	收容池 <sup>※2</sup>
通信機種 内	専用電話	固定式、常用用内電源、收容池 <sup>※2</sup> 、専用電話兼用電源装置 <sup>※3</sup> 固定式、常用用内電源、收容池 <sup>※2</sup> 、専用電話兼用電源装置 <sup>※3</sup>	固定式、常用用内電源、收容池 <sup>※2</sup>
データ伝送装置 内	インターフォン	收容池 <sup>※2</sup>	收容池 <sup>※2</sup>
データ伝送装置 内	無線送信装置	固定式、常用用内電源、收容池 <sup>※2</sup> 、常用用非常用電源装置 <sup>※1</sup> 固定式、常用用内電源、收容池 <sup>※2</sup> 、常用用非常用電源装置 <sup>※1</sup>	なし
データ伝送装置 内	安全パラメータ表示システム(SPD5)	常用式非常用電源装置	常用式非常用電源装置 <sup>※1</sup>
データ伝送装置 内	IP50表示装置	常用池/緊急時対策用(D) 通常待機用非常用電源装置 <sup>※1</sup>	常用池/緊急時対策用(D) 通常待機用非常用電源装置 <sup>※1</sup>

※1：電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。  
※2：收容池については、電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。  
※3：收容池は、専用電話兼用電源装置<sup>※2</sup>の本体電源部により直接供給される。  
※4：蓄電池は、約4分の1充電量まで充電可能である。充電時間は、約1時間である。  
※5：蓄電池は、約4分の1充電量まで充電可能である。充電時間は、約1時間である。  
※6：専用電話兼用電源装置<sup>※2</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。  
※7：専用電話兼用電源装置<sup>※2</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。  
※8：専用電話兼用電源装置<sup>※2</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。  
※9：専用電話兼用電源装置<sup>※2</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。  
※10：蓄電池にて約2時間程度供給される。  
※11：蓄電池にて約24時間程度供給される。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信機種	主要電源	代替電源設備
送信指令装置	非常用内電源装置 主用内電源装置	主用内電源装置 主用内電源装置
通信機種	送信装置（トランシーバー） 専用電話兼用電源装置 <sup>※1</sup>	送信装置（トランシーバー） 専用電話兼用電源装置 <sup>※1</sup>
無線送信装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置
無線送信装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置
無線送信装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置

※1：電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。

※2：收容池については、電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。

※3：收容池は、専用電話兼用電源装置<sup>※1</sup>の本体電源部により直接供給される。

※4：蓄電池は、約4分の1充電量まで充電可能である。充電時間は、約1時間である。

※5：蓄電池は、約4分の1充電量まで充電可能である。充電時間は、約1時間である。

※6：専用電話兼用電源装置<sup>※1</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。

※7：専用電話兼用電源装置<sup>※1</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。

※8：専用電話兼用電源装置<sup>※1</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。

※9：専用電話兼用電源装置<sup>※1</sup>については、蓄電池にて約2時間程度供給される。

※10：蓄電池にて約2時間程度供給される。

※11：蓄電池にて約24時間程度供給される。

泊発電所3号炉

第2.6-1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信機種	主要設備	代替電源設備
送信指令装置	非常用電源設備 非常用内電源装置	非常用電源設備 非常用内電源装置
電気保安装置	保安電源（DC用） 保安電源（DC用）	保安電源（DC用） 保安電源（DC用）
無線送信装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置

DB/SAに係る内容（当ページ）

【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-1 通信連絡設備（発電所内）の電源設備（その1）

通信機種	主要電源	代替電源
無線送信装置	無線送信装置(中止制御) 無線送信装置(中止制御)	(收容池) 收容池 <sup>※1</sup>
送信装置	ハンドセット <sup>※2</sup> オフィス <sup>※3</sup>	第一内電 第一内電(非常用代用内電源装置) 第一内電(非常用代用内電源装置)
無線送信装置	無線送信装置(中止制御) 無線送信装置(中止制御)	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置
無線送信装置	無線送信装置(中止制御) 無線送信装置(中止制御)	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置
無線送信装置	無線送信装置(中止制御) 無線送信装置(中止制御)	常用式非常用内電源装置 常用式非常用内電源装置

※1：收容池にて約2時間程度供給される。電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。

※2：オフィスにて約2時間程度供給される。電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。

※3：オフィスにて約2時間程度供給される。電源回路に2通りの供給路を有する。電源回路のうち1つが故障した場合でも、他の回路で電源供給が可能である。

※4：常用電源にて約24時間程度供給される。

※5：常用電源にて約24時間程度供給される。

※6：常用電源にて約24時間程度供給される。

※7：常用電源にて約24時間程度供給される。

※8：常用電源にて約24時間程度供給される。

※9：常用電源にて約24時間程度供給される。

※10：常用電源にて約24時間程度供給される。

※11：常用電源にて約24時間程度供給される。

【拍崎】記載方針の相違  
2-3(2)のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備	
通信装置 (発電所外)	加入電話	不要(運送事業者交換機から供給)	なし	
	加入FAX/ミリ	不要(運送事業者交換機から供給)	なし	
	長距離電話	不要(運送事業者交換機から供給)	なし	
	電力保安装置	固定、各施設内電源、連絡用停電警報装置 <sup>※1</sup> 、 操作、発送内電源、充電器	固定、なし、 操作、なし	
	停電保安装置	固定、停電所外電源、データ伝送装置、停電警報装置 <sup>※2</sup> 、 充電器	固定、互換式停電警報装置	
	衛星電話	固定、停電用停電警報装置 <sup>※3</sup> 、 充電器(停電時対応用)	固定、互換式停電警報装置 <sup>※4</sup> 、 充電器、充電池	
	衛星電話	可搬、 電源(緊急時対応用)	電蓄電池(緊急時対応用)	
	社内TV会議システム	固定、停電用停電警報装置 <sup>※5</sup> 、 無線通信装置	なし	
	無線通信装置	TV会議システム <sup>※6</sup> 、 データ伝送装置 <sup>※7</sup> 、 電源(緊急時対応用)、 通信方式(固定対応用)(モニタ系)	電蓄電池(緊急時対応用)	
	データ伝送装置	安全部ハブマーチスイッチシステム(SPO)、 停電用停電警報装置 <sup>※8</sup> 、 安全部ハブマーチスイッチシステム	固定式停電警報装置 <sup>※9</sup> (アラーム音付)	

※1 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※2 1台の端末を複数の停電警報装置に接続することにより、各停電警報装置にて確認が可能となり、運送事業者の電気料金は各停電警報装置ごとに算定される。

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-2 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その2)			
通信種別	主要機能	内燃機関発電機(自発電用)、 外部電源設備	代替電源設備
発電所内 電力保安装置用 電話設備	固定電話機	4台(うち1台が中央制御室) 非直通マイクロ波回線	第一ICM <sup>※1</sup> (米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
	FAX電話	6号機(うち5台が中央制御室) 非直通マイクロ波回線	第一ICM <sup>※1</sup> (米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
	FAX	6号機(うち5台が中央制御室) 非直通マイクロ波回線	第一ICM <sup>※1</sup> (米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
	FAX	6号機(うち5台が中央制御室) 非直通マイクロ波回線	第一ICM <sup>※1</sup> (米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)

※1 本施設内に7日目潜伏して許可された装置の予備品を貯蔵する。  
 ※2 未使用部材は、緊急時各部署の又は中央制御室にて新規用替部材からの支給が可能であり初期費用は最大で支給される。  
 ※3 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。  
 ※4 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。  
 ※5 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。  
 ※6 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。  
 ※7 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。  
 ※8 メーカー保証期間内に修理料金が支拂えぬ場合は上記費用可。

※9 本施設内に7日目潜伏して許可された装置の予備品を貯蔵する。

※10 バッテリーアクセス

※11 本施設内に7日目潜伏して許可された装置の予備品を貯蔵する。

第2.6-2表 通信連絡設備(発電所内及び発電所外)の電源設備(その1)

通信種別	主要機能	内燃機関発電機(自発電用)、 外部電源設備	代替電源設備
発電所内 電力保安装置用 電話設備	固定電話機	中央制御室 非直通マイクロ波回線 送信用電話機(送信用) 受信用電話機(受信用)	オムロン製緊急電話機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
	FAX電話	中央制御室 非直通マイクロ波回線	オムロン製緊急電話機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)
	FAX	中央制御室 非直通マイクロ波回線	オムロン製緊急電話機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)
	FAX	中央制御室 非直通マイクロ波回線	オムロン製緊急電話機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)

※1) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※2) 1台の端末を複数の停電警報装置に接続することにより、各停電警報装置にて確認が可能となり、運送事業者の電気料金は各停電警報装置ごとに算定される。

※3) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※4) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※5) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※6) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。  
 ※7) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※8) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※9) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

第2.6-2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は暫時電源等	代替電源設備
加入電話機	通信事業者(併設5台の停電警報装置)	-	-
加入FAX	通信事業者(併設5台の停電警報装置)	電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)	代替井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
無線電話	-	-	-
電力保安装置用電話設備	保安電話(停電) 保安電話(停電) 保安電話(停電)	保安電話(停電) 保安電話(停電) 保安電話(停電)	保安電話(停電) 保安電話(停電) 保安電話(停電)
FAX	保安電話(停電) 保安電話(停電)	保安電話(停電) 保安電話(停電)	保安電話(停電) 保安電話(停電)
専用電話	保安電話(停電)	保安電話(停電)	保安電話(停電)
専用電話設備(発電所外)	専用電話設備(固定用) 専用電話設備(移動用)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
専用電話設備	専用電話設備(固定用) 専用電話設備(移動用)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
専用電話	専用電話(停電)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
IP電話	IP電話	IP電話	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
IP-FAX	IP-FAX	IP-FAX	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池) 蓄電池(蓄電池)
テレビ会議システム	テレビ会議システム	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)	代換井川用停電機(米田代交換電話直結) 電蓄電池(蓄電池)

※1) 第一ICM内に7日目潜伏して許可された装置の予備品を貯蔵する。

※2) 未使用部材は、緊急時各部署の又は中央制御室にて新規用替部材からの支給が可能であり初期費用は最大で支給される。  
 ※3) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※4) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※5) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※6) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※7) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※8) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※9) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※10) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※11) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※12) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※13) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※14) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※15) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※16) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※17) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※18) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※19) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※20) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※21) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※22) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※23) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※24) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※25) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※26) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※27) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※28) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※29) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※30) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※31) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※32) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※33) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※34) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※35) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※36) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※37) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※38) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※39) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※40) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※41) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※42) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※43) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※44) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※45) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※46) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※47) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※48) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※49) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※50) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※51) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※52) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※53) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※54) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※55) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※56) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※57) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※58) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※59) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※60) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※61) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※62) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※63) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※64) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※65) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※66) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※67) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※68) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※69) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※70) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※71) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※72) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※73) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※74) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※75) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※76) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※77) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※78) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※79) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※80) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※81) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※82) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※83) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※84) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※85) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※86) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※87) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※88) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※89) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※90) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※91) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※92) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※93) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※94) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※95) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※96) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※97) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※98) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※99) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※100) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※101) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※102) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※103) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※104) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。

※105) 本施設が市町村の停電警報装置に接続する。



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

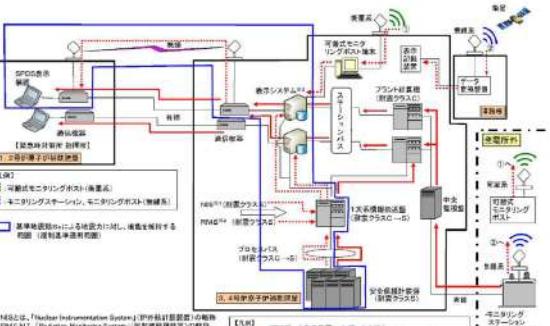
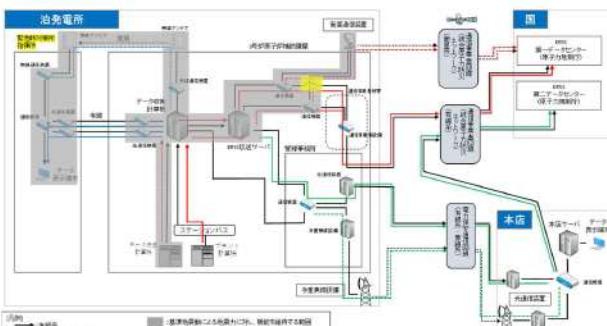
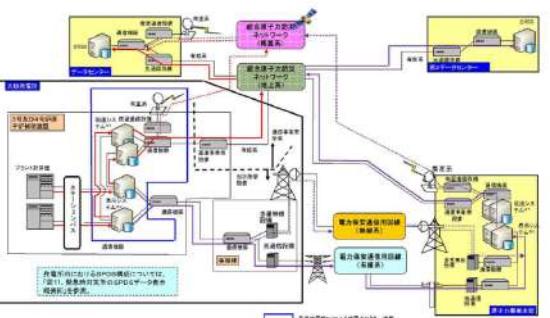
## 第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</b></p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p><b>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</b></p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7-1図に示す。</p>	<p><u>SAに係る内容（当ページ）</u>  <b>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</b>    ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカ設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。  <b>(女川に記載がないため、大飯との相違識別)</b>  <b>【大飯】記載表現の相違</b>    ・大飯: SPDSデータ、泊: SPDSパラメータ</p> <p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</b>    ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。  <b>【大飯】記載方針の相違</b>    大飯ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 11 緊急時対策所の SPDS データ表示概要図</p>		 <p>第 2.7-1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震性の概要</p>	
 <p>図 12 緊急時対策支援システム（ERSS）等へ伝送できる設備概要</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

参考1 通信連絡設備の一覧

発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1～7に記載する。

表1 警報装置

主要装置	台数・設置場所	新規制要求		写真
		既存	新規	
事故一斉放送装置	1式	○		

運転指令用音のスピーカーを使用

表2 発電所内の通信設備（発電所内）(1/2)

主要設備	台数・設置場所	新規制要求		写真
		既存	新規	
通常指令設備 送受話器	全体台数：200台 緊急時対策用 指揮所：1台 事務所等：199台	○		
3、4号炉 送受話器	全体台数：270台 中央制御室：14台 事務所等：256台	○		
保安装置 電話設備 <sup>①</sup>	全体台数：約680台 緊急時対策用 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○		
保安装置 (携帯)	全体台数：約890台 緊急時対策用 指揮所：10台 緊急時対策用 指揮所：4台 中央制御室：8台 事務所等：80台	○		
トランシーバー	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策用 指揮所：3台（予備3台）	○		
無線連絡装置	全体台数：2台 <sup>②</sup> 緊急時対策用 指揮所：1台 移動式放射制御装置（モニタ）：1台	△		

※1：各電気外埠を含む。  
※2：若急時対策用各種機種は固定式、移動式放射制御装置（モニタ）には半導型を設置している。

女川原子力発電所2号炉

参考1 通信連絡設備の一覧

発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。

通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。

重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。

保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。

参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））  
通信連絡設備（発電所内）(1/4)

主要設備	台数・保管場所	新規制要求		写真
		既存	新規	
送受話器 (ページング) (警報装置を含む)	527台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策用：2台 ・事務建屋等：508台	○		
	935台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策用：2台 ・事務建屋等：922台	○		

\*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉

参考1 通信連絡設備の一覧

発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。

通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。

重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。

保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。

参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））  
通信連絡設備（発電所内）

主要設備	台数・保管場所	新規制要求		写真
		既存	新規	
緊急時対策用 電話設備 <sup>①</sup>	32台 ・緊急時対策用 指揮所：1台 ・事務所等：31台	○		
電力保安連絡用 電話設備 <sup>②</sup>	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策用：12台 ・事務建屋等：312台	○		
PHS端末	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策用：12台 ・事務建屋等：489台	○		
FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策用：1台 ・事務建屋等：10台	○		

(注1)：発電所内と発電所外で共用  
(注2)：若急時対策用各種機種は固定式、移動式放射制御装置（モニタ）には半導型を設置している。

相違理由

DB/SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）

- ・大飯は警報装置を独立して表に記載
- ・表構成の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備 (参考資料)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
表3 発電所内の通信設備 (発電所内) (2/2)				通信連絡設備 (発電所内) (3/4)				通信連絡設備 (発電所内) (4/4)							
主要設備	台数・位置場所	新規制要求 既存 新規	写真	主要設備	台数・位置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	主要設備	台数・位置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真				
携行型電話装置	携行型電話装置	全体台数：38台（予備9台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：18台 事務所等：16台	○	携行型 電話装置	30台 ・中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務機室：10台	○	○	携行型 電話装置	5台 ・中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台	○	○	【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違			
	通話装置用 ケーブル	全体台数：20台 原子炉防護建屋 事務所等：9台	○		○	○	○		○	○	○				
衛星電話 <sup>※1</sup>	固定	全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：5台 中央制御室：5台 （予備5台）	○	中継用 ケーブル ドラム	○	○	○	移動無線 設備 (固定型)	5台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務機室：3台	○	○	【イメージ】			
	携帯	全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置(モニタ車)：1台 事務所等：15台	○		○	○	○		1台 ・放射能観測車	○	○				
インターフォン	全体台数：6台（予備2台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台（予備1台） 緊急時対策所 待機場所：2台（予備1台）	○	○	無線連絡 設備 (固定型)	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務機室：1台	○	○	無線連絡 設備 (携帯型)	43台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台	○	○	【イメージ】			
	○	○	○		○	○	○		○	○	○				
※1: 実績所外開き含む。															
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉						
表4 発電所外の通信設備（発電所外）（1／3）						
主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規 既存	新規 既存	等真	
電力保安電話(固定) 通信装置	全体台数：約500台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○ ○ ○				
保安電話(携帯)	全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 指揮所：4台 中央制御室：8台 事務所等：86台	○ ○ ○				
衛星保安電話	全体台数：約80台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○ ○	△	▲		
衛星電話 可搬	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策所 指揮所：1台	○		△		
加入電話	全体台数：23台（10台） 緊急時対策所 指揮所：5台（5台） 中央制御室：1台（1台） 事務所等：17台（4台）	○ ○ ○				
加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策所：3台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○ ○ △				

※1 実施所内用を含む。

※2 対応時専用電話の台数を再列。

表5 発電所外の通信設備（発電所外）（2／3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規 既存	新規 既存	等真	
携帯電話	全体台数：8台（15台）	○ ○ ○				
総合旗揚子力 防災ネットワークに 接続する 通信連絡設備	TV会議システム 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所等：1台	○ ○ ○				
I P電話	全体台数：8台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所等：6台	○ ○ ○				
I P-FAX	全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：3台	○ ○ ○				
衛星電話 <sup>(1)</sup> 固定	全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：5台（予備5台） 中央制御室：5台（予備5台）	○ ○ ○				
携帯	全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：10台（予備10台） 移動式自動測定装置（モニタ）：1台 事務所等：16台	○ ○ ○ ○				

※1 実施所内用を含む。

※2 対応時専用電話の台数を再列。

女川原子力発電所2号炉						
参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外）） 通信連絡設備（発電所外）（1/3）						
主要設備	台数・設置場所	新規基準要求 既存	新規 既存	等真		
固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○				
FHS端末	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○				
FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○				
衛星保安電話 (固定型)	2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務所等：1台	○				

※1 実施所内と実施所外で共用

※2 数について。今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉						
参考第1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外）） 通信連絡設備（発電所外）（1/2）						
主要設備	台数・設置場所	新規基準要求 既存	新規 既存	等真		
保安全電話(固定) <sup>(2)</sup>	約400台 ・実施所内：約400台	○				
保安全電話(携帯) <sup>(3)</sup>	約1,600台 ・実施所内：約1,600台 充電器：約1,600台	○				
衛星電話(FAX) <sup>(4)</sup>	2台 ・緊急時対策所：1台 ・中央制御室：1台	○				
衛星電話	1台 ・緊急時対策所：1台	○				
専用電話	1台 ・中央制御室：1台	○				
加入電話機	2台 ・緊急時対策所：2台	○				
加入FAX	1台 ・緊急時対策所：1台	○				
携帯電話	72台 充電器：72台	○				
衛星電話機器(固定) <sup>(5)</sup>	4台 ・緊急時対策所：3台 ・中央制御室：1台	○				
衛星電話機器(FAX)	1台 ・緊急時対策所：1台	○				
衛星電話機器(携帯) <sup>(6)</sup>	2台 ・緊急時対策所：1台 ・中央制御室：1台 ・消防車両、守衛室等：12台 充電器：2台	○				

(注1)：実施所内と実施所外で共用

(注2)：新規基準化時及び緊急事態等時に使用する。

(注3)：台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

【大阪】記載方針の相違  
(女川実績の反映)  
・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ペ  
ージ）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉						女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由									
表6 発電所外の通信設備（発電所外）（3／3）						通信連絡設備（発電所外）（2／3）						通信連絡設備（発電所外）（2／2）						【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違									
主要設備	台数・設置場所	送信先 社内	送信先 社外	新規制年要求 既存	新規制年要求 新規	写真	主要設備	台数・保管場所	新規制年要求 既存	新規制年要求 新規	写真	主要設備	台数・保管場所	新規制年要求 既存	新規制年要求 新規	写真											
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指揮所 事務所等	○ △ △	△ △				社内テレビ会議システム	7台 ・緊急時対策所：1台 ・事務機器：6台	○			専用電話設備	7台 ・緊急時対策所指揮所：1台	○			【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違										
緊急時雨量測定システム	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策所 指揮所	○ ○	○ ○				テレビ会議システム	1式 ・緊急時対策所：1台	○			専用電話設備	7台 ・緊急時対策所指揮所：7台	○			DB/SAに係る内容（当ページ）										
無線通信装置	全体台数：2台 <sup>①</sup> 緊急時対策所 指揮所 移動式放射能測定装置（モニタ車） <sup>②</sup>	○ <sup>③</sup> ○ <sup>④</sup>	△ △	固定型 車載型			IP電話 統合電子防災ネットワークを利用した通信装置設備	14台 ・緊急時対策所：6台 ・事務機器：8台	○			IP電話	6台 ・緊急時対策所指揮所：6台 (地上系：4台、地下系：2台)	○			【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)										
							IP-FAX	7台 ・緊急時対策所：3台 ・事務機器：4台	○			加入電話機 専用加入電話機	47台（10台） ・中央制御室：1台（1台） ・緊急時対策所：12台（1台） ・事務機器：24台（2台）	○			加入FAX 専用加入電話機	12台（8台） ・中央制御室：1台（1台） ・緊急時対策所：1台（1台） ・事務機器：10台（2台）	○			IP-FAX	3台 ・緊急時対策所指揮所：3台 (地上系：2台、地下系：1台)	○			【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)
							衛星電話 設備 <sup>⑤</sup>	20台 ・緊急時対策所：10台 ・事務機器：10台	○			衛星電話 設備（固定型）	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務機器：1台	○			衛星電話 設備（携帯型）	18台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務機器：3台	○			【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由							
主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	台数・設置場所		新規制基準要求 既存 新規	写真	台数・設置場所		新規制基準要求 既存 新規	写真								
データ伝送設備 (発電所内)	SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） [緊急時対策所：2台（予備1台）]	○									【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違							
	安全パラメータ表示システム (SPDS)	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]	○																
データ伝送設備 (発電所外)	安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]	○		安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム	SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○		データ収集装置 SPDS 表示装置	1式 ・緊急時対策所	○	【イメージ】						
表7 データ伝送設備				参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧 (安全パラメータ表示システム(SPDS) 及びデータ伝送設備)				参考第1-3表 通信連絡設備の一覧 (データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）)				DB/SAに係る内容（当ページ）							
データ伝送設備 (発電所内)	データ 収集装置	1式 ・原子炉補助建屋 プロセス計算機室	○		データ 収集装置 SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○		データ 収集装置 SPDS 伝送装置	1式 ・原子炉補助建屋 1式	○								
	SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○									【イメージ】							
データ伝送設備 (発電所外)	SPDS 表示装置	1式 ・緊急時対策所	○		SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○		ERSS伝送サーバ	1式 ・原子炉補助建屋 1式	○								
	SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○									【イメージ】							
(注1)：発電所内と発電所外で共用																			
【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】													【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり						
参考表1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				通信連絡設備（発電所内）（1／3）				通信連絡設備（発電所内）（2／3）				通信連絡設備（発電所外）（1／3）							
主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	主要設備	台数・設置場所						
送受話器 (ペーパーレス) (警報装置を含む)	ハンドセット	約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 ・屋外：約20台	○		スピーカ	約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：2台(6号炉)、1台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約920台 ・屋外：約40台	○		送受話器 (ペーパーレス) (警報装置を含む)	約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 ・屋外：約20台	○		送受話器 (ペーパーレス) (警報装置を含む)	約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：2台(6号炉)、1台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約920台 ・屋外：約40台	○				
	スピーカ																		
*合計については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>																															
通信連絡設備（発電所内）（2／3）																															
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>台数・設置場所</th><th>新規制基準要求 既存 新規</th><th>写真</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td><td>約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか : 約250台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>PHS端末</td><td>約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 17台(共用) ・発電所員外配備分 : 約200台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>				主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか : 約250台	○		PHS端末	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 17台(共用) ・発電所員外配備分 : 約200台	○		FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台	○													
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか : 約250台	○																													
PHS端末	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 17台(共用) ・発電所員外配備分 : 約200台	○																													
FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台	○																													
・台数については、今後、訓練等を通して見直しが行う。																															
通信連絡設備（発電所内）（3／3）																															
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>台数・設置場所</th><th>新規制基準要求 既存 新規</th><th>写真</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声 呼び出し電話設備</td><td>26台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>中継用 ケーブル ドーム</td><td>12台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>衛星電話 設備 (WBD)</td><td>11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>衛星電話 設備 (可搬型)</td><td>30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 15台 ・參集地点(刈羽原、柏崎エネルギーホール) : 24台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>無線連絡 設備 (常設)</td><td>6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>無線連絡 設備 (可搬型)</td><td>180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 90台 ・事務建屋ほか : 90台</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>				主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	携帯型音声 呼び出し電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台	○		中継用 ケーブル ドーム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台	○		衛星電話 設備 (WBD)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)	○		衛星電話 設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 15台 ・參集地点(刈羽原、柏崎エネルギーホール) : 24台	○		無線連絡 設備 (常設)	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)	○		無線連絡 設備 (可搬型)	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 90台 ・事務建屋ほか : 90台	○	
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
携帯型音声 呼び出し電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台	○																													
中継用 ケーブル ドーム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台	○																													
衛星電話 設備 (WBD)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)	○																													
衛星電話 設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 15台 ・參集地点(刈羽原、柏崎エネルギーホール) : 24台	○																													
無線連絡 設備 (常設)	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 : 各1台(待避室用を含む)	○																													
無線連絡 設備 (可搬型)	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 90台 ・事務建屋ほか : 90台	○																													
・台数については、今後、訓練等を通して見直しが行う。																															
【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
<b>I拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載1</b>										
参考表1.1-2 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））										
通信連絡設備（発電所外）（1／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真							
テレビ会議システム	テレビ会議システム（社内向） 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○				【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
専用電話設備（ホットライン）	専用電話設備（台湾体恤向） 7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○								
衛星電話設備（社内向）	テレビ会議システム（社内向） 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○								
	衛星社内電話機 4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台	○								
-台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										
通信連絡設備（発電所外）（2／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真			【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
統合派子力防災ネットワークを用いた伝送新設設備	IP-電話機 6台（有線系:4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台（有線系）、 2台（衛星系）	○								
	IP-FAX 2台（有線系:1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:1台（有線系）、 1台（衛星系）	○								
	テレビ会議システム 1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○								
-台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										
通信連絡設備（発電所外）（3／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真			【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
衛星電話設備	衛星電話設備（常設） 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 各1台	○								
	衛星電話設備（可搬型） 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:15台 ・参集地點（刈羽村、若狭エネルギーホール）:24台	○								
-台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

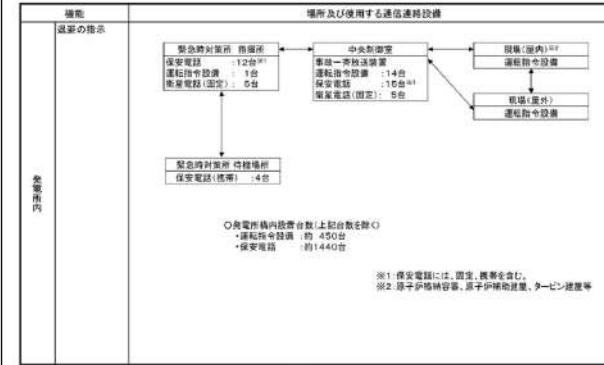
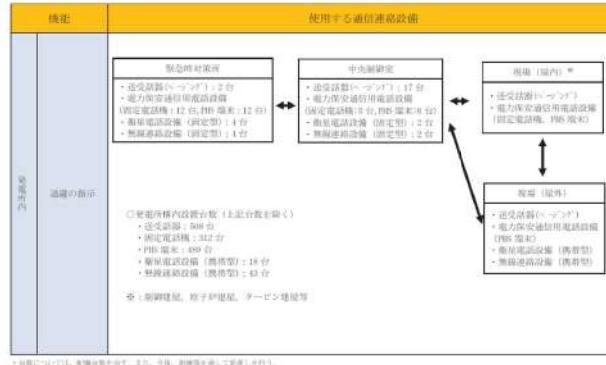
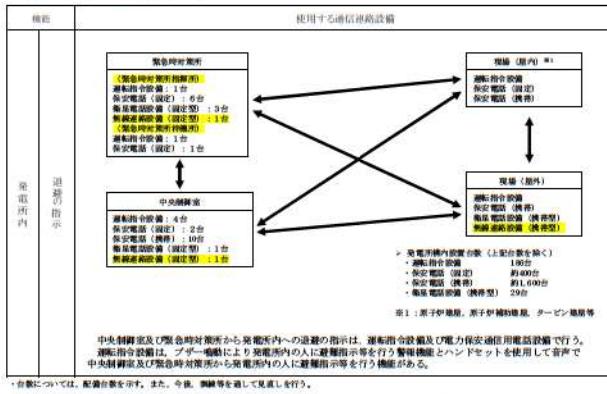
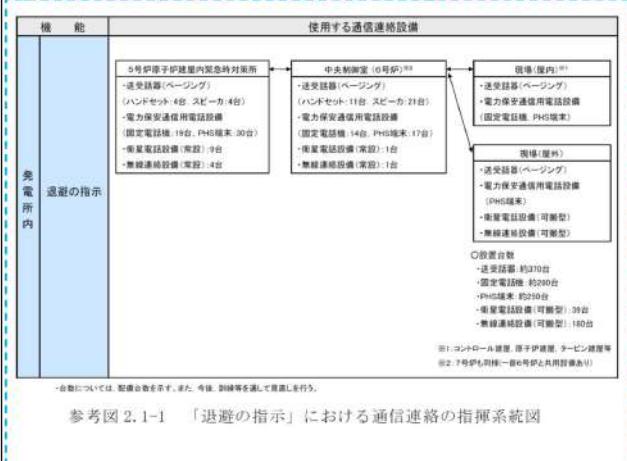
## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> <p>参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧      (安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>         データ伝送装置          1式          -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室          -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室       </td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>         緊急時対策支援システム          伝送装置          1式          -6号炉原子炉建屋内緊急時対策所       </td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>         SPDS          表示装置          1式          -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所       </td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備      (発電所外)</td> <td>         緊急時対策支援システム          伝送装置          1式          -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所       </td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>-台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。    ※イメージ写真</p>				主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 1式 -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>			緊急時対策支援システム 伝送装置 1式 -6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>			SPDS 表示装置 1式 -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>		データ伝送設備 (発電所外)	緊急時対策支援システム 伝送装置 1式 -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求				写真																								
		既存	新規																											
安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 1式 -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																											
	緊急時対策支援システム 伝送装置 1式 -6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																											
	SPDS 表示装置 1式 -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																											
データ伝送設備 (発電所外)	緊急時対策支援システム 伝送装置 1式 -5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																											

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内での「退避の指示」や「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、台数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図1～4に示す。</p>  <p>※1: 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2.1-1図、参考第2.1-2図及び参考第2.1-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>  <p>※1: 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2-1図、参考第2-2図、参考第2-3図、参考第2-4図及び参考第2-5図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>  <p>※1: 电子炉内設置装置上記台数を除く ※2: 保有台数、約450台 ※3: 約1440台</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>※1: コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2: 7号炉も同様一括で記載と共に計数あり</p> <p>参考図2.1-1 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>参考第2.1-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>参考第2-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>機能</b></p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○ 保安電話及び連絡用設備等が使用できる場合</p> <p>緊急時対策室 指揮所 保安電話：12台<sup>※1</sup> 連絡用設備：1台 無線通信装置：1台</p> <p>中央制御室 保安電話：15台<sup>※1</sup> 連絡用設備：14台</p> <p>緊急時対策室 指揮所 保安電話：4台<sup>※1</sup></p> <p>部屋A 保安電話：16台<sup>※1</sup></p> <p>部屋B 保安電話：19台<sup>※1</sup></p> <p>移動式放送計測装置 （ミニラジオ：1台） 携帯電話：1台 無線通信装置：1台</p> <p>部屋C 保安電話：<sup>※2</sup> 連絡用設備</p> <p>機器（室内） 保安電話：<sup>※1</sup> 連絡用設備</p> <p>※1 保安電話：14台、固定、移動各8台 ※2 部屋伊藤秋吉室、部屋伊藤知恵屋、タービン建屋等 保安電話：約450台 連絡用設備：約1400台</p>	<p><b>機能</b></p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○ 送受話器（ヘーネ）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）が使用できる場合</p> <p>緊急時対策室 ・送受話器（ヘーネ）：1台 ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：12台、PHS端末：12台） ・無線通信設備（固定用）：1台</p> <p>中央制御室 ・送受話器（ヘーネ）：17台 ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：5台、PHS端末：6台）</p> <p>部屋（屋内） ・送受話器（ヘーネ）：17台 ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：5台、PHS端末：6台）</p> <p>部屋（屋外） ・送受話器（ヘーネ） ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：1台）</p> <p>※1 保安電話：15台（上記台数を除く） ・連絡用設備：約450台 ・保安電話：約1400台</p> <p>※2 部屋伊藤秋吉室、部屋伊藤知恵屋、タービン建屋等 保安電話：約450台 連絡用設備：約1400台</p>	<p><b>機能</b></p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○ 連絡用設備及び電力保安通信用電話設備等が使用できる場合</p> <p>緊急時対策室 ・緊急時対策室 指揮所 保安電話（固定）：1台 保安電話（移動）：6台 無線通信装置（固定用）：1台 無線通信装置（屋内）：3台 無線通信装置（屋外）：1台 無線通信装置（固定用）：1台</p> <p>中央制御室 ・連絡用設備（固定）：1台 保安電話（固定）：1台</p> <p>部屋（屋内） ・連絡用設備（固定） 保安電話（固定）：1台 保安電話（移動）：1台</p> <p>部屋（屋外） ・連絡用設備（移動） 保安電話（移動）：1台 保安電話（固定）：1台</p> <p>※1 純子伊藤室、純子伊藤知恵屋、タービン建屋等 ・台数については、配線台数を示す。また、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>※2 純子伊藤室、純子伊藤知恵屋、タービン建屋等 ・台数については、配線台数を示す。また、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</b></p>
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>機能</b></p> <p>操作・作業の連絡</p> <p>○ 送受話器及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）が使用できる場合</p> <p>6号炉原子炉建屋内緊急時対策室 ・送受話器（ページング） （ハンドセット：4台、スピーカ：4台） ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：19台、PHS端末：30台） ・無線通信設備：9台</p> <p>中央制御室（6号炉） ・送受話器（ページング） （ハンドセット：11台、スピーカ：21台） ・電力保安通信用電話設備 （固定電話機：14台、PHS端末：17台）</p> <p>部屋（屋内） ・送受話器（ページング） ・電力保安通信用電話設備 （PHS端末）</p> <p>部屋（屋外） ・送受話器（ページング） ・電力保安通信用電話設備 （PHS端末）</p> <p>放射能観測車（モニタリングカー） ・衛星電話設備（可搬型）：1台</p> <p>○ 訓練台数 ・送受話器：約370台 ・固定電話機：約210台 ・PHS端末：約250台</p> <p>※1 コントロール室、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2 7号伊藤尚樹、一島伊藤和夫用設備あり ※3 モニタリングに係る作業を含む</p>	<p><b>参考第2.1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</b></p>	<p><b>参考第2-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</b></p>	<p><b>【柏崎】記載方針の相違(2-3②)のとおり</b></p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

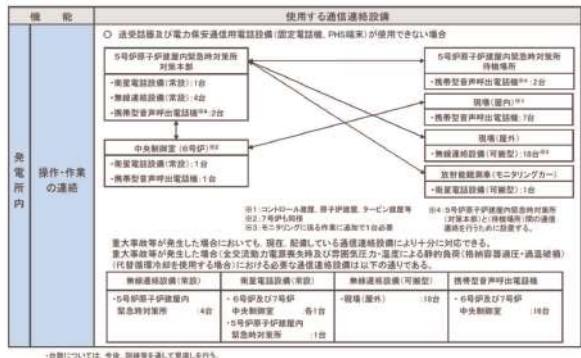
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>操作・作業の連絡</b></p> <p>○ 保安装置及び復旧指令設備等が使用できない場合</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p>	<p><b>操作・作業の連絡</b></p> <p>○ 送受話器及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できない場合</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p>	<p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 振興型電話装置(固定型): 5台 ○ インカム: 2台 ○ 振興型電話装置: 2台</p> <p>○ 中央制御室 衛星電話(固定): 1台 振興型電話装置: 2台</p> <p>○ 5号子伊達機内緊急対策室 振興型電話装置(固定): 5台 衛星電話(屋外): 2台 振興型電話装置(屋外): 2台</p> <p>○ おひらい館 衛星電話(屋外): 1台 振興型電話装置(屋外): 1台</p> <p>○ 研究館 衛星電話(屋外): 3台 振興型電話装置(屋外): 1台</p> <p>○ 移動式双方向切替装置(モーターカラー): 1台 衛星電話(屋外): 1台</p> <p>○ 振興型電話装置(屋外): 1台 振興型電話装置(屋内): 3台 振興型電話装置(屋外): 1台</p> <p>○ 振興型電話装置(屋内): 14台 振興型電話装置(屋外): 9台 トランシーバー: 2台</p> <p>○ 5号子伊達機内緊急対策室 振興型電話装置(屋外): 2台 振興型電話装置(屋内): 1台</p> <p>○ おひらい館 振興型電話装置(屋外): 1台 振興型電話装置(屋内): 1台</p> <p>○ 研究館 振興型電話装置(屋外): 1台 振興型電話装置(屋内): 1台</p> <p>○ 移動式双方向切替装置(モーターカラー): 1台 振興型電話装置(屋外): 1台</p> <p>○ 振興型電話装置(屋外): 1台 振興型電話装置(屋内): 3台 振興型電話装置(屋外): 1台</p> <p>○ 振興型電話装置(屋内): 14台 振興型電話装置(屋外): 9台 トランシーバー: 2台</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p>	<p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 振興型電話装置及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できない場合</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>重大事故が発生した場合でも、現在、保有している通信連絡設備の台数により十分に対応できる。 通信連絡設備の必要台数(全交流電力喪失時:24時間) + 5号子伊達機内緊急対策室 = 1台 ○ 振興型電話装置 用電電話(固定) 衛星電話(屋外) トランシーバー ○ 中央制御室: 2台 ○ 5号子伊達機内緊急対策室: 5台 ○ 駐場(屋外): 8台 ○ 収容(屋外): 20台 ○ 基地(屋内): 14台 ○ 中央制御室: 1台 ○ 基地(屋外): 1台 ○ 収容(屋内): 2台</p> <p>※1: テレホンルーム、タービン運転室 ※2: 訓練室</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p>

図3 「操作・作業の連絡」における指揮系統図（2／2）

【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 2.1-2 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2／2）

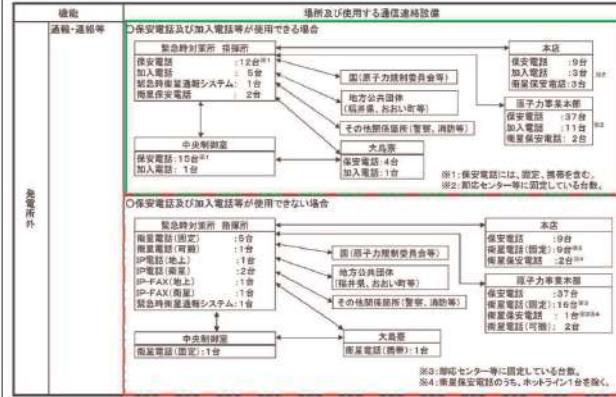
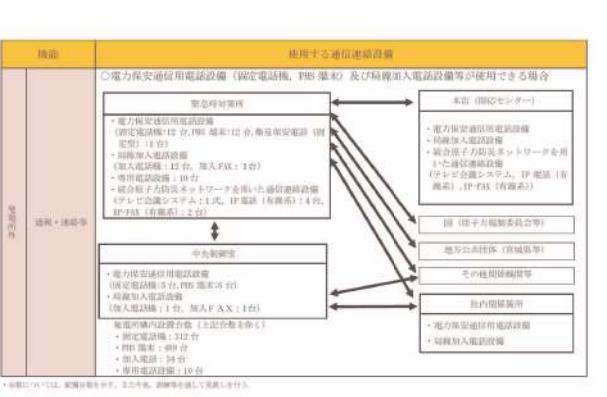
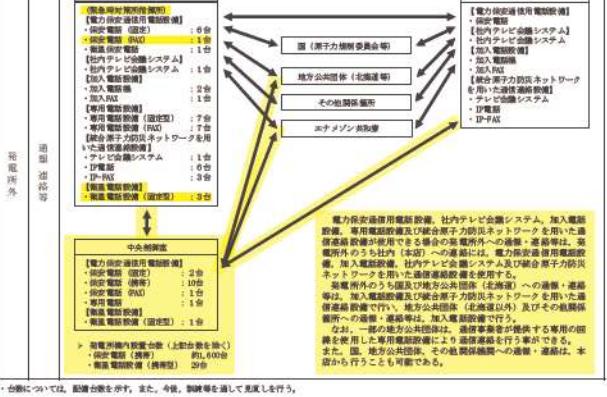
参考第2.1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2/2）

参考第2-3図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2/2）

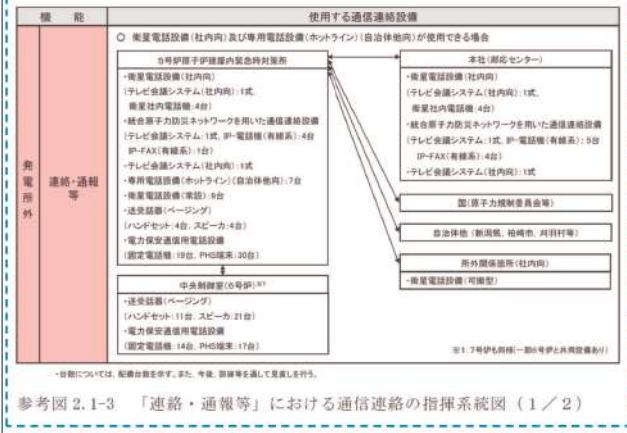
【大飯】記載方針の相違  
(女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p><b>図4 「通報、連絡等」における指揮系統図</b></p>	 <p><b>参考第2.1-3図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</b></p>	 <p><b>参考第2-4図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</b></p>		
<p><b>機能</b></p> <p>通信・連絡等</p> <p>○保安電話及び加入電話等が使用できる場合</p> <p>○保安電話及び加入電話等が使用できない場合</p>	<p><b>機能</b></p> <p>○電力保安通信用電話設備（固定電話、PHS端末）及び局間加入電話設備等が使用できる場合</p>	<p><b>機能</b></p> <p>○電力保安通信用電話設備（固定電話、PHS端末）及び局間加入電話設備等が使用できる場合</p>	<p><b>機能</b></p> <p>○電力保安通信用電話設備（固定電話、PHS端末）及び局間加入電話設備等が使用できる場合</p>	

### 【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



**【大飯】記載方針の相違  
(女川審査実績の反映)**

**【拍崎】記載方針の相違  
2-3②とのおり**

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛星電話設備（社内向）及び專用電話設備（ホットライン）（自体使用）が使用できない場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5号炉原子炉建屋内緊急時対応所                     <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（専用）：5台</li> <li>-総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系）、FAX（衛星系））</li> <li>-局域加入電話設備</li> </ul> </li> <li>本社（调度センター）</li> <li>・衛星電話設備（衛星）</li> <li>・総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系））</li> <li>・FAX（衛星系）</li> <li>・局域加入電話設備</li> </ul> </li> <li>○ 中央制御室（6号炉）*             <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（専用）：1台</li> </ul> </li> </ul> <p>*会員については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図（2／2）</p>	<p><b>機能</b></p> <p>○ 电力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS専用）及び局域加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>機能</p> <p>○ 电力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS専用）及び局域加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対応所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：7台</li> <li>-総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系）：2台、IP-FAX（衛星系）：1台）</li> </ul> <p>本店（调度センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> <li>-総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系）：2台、IP-FAX（衛星系）：1台）</li> </ul> <p>田（原子力規制委員会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> </ul> <p>地方公団団体（北海道等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> </ul> <p>その他関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-メモバン会員会員</li> </ul> <p>東京電力会員（消費者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：1台</li> </ul> <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：2台</li> </ul> <p>*会員については、会員の負担です。また会員、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図（2/2）</p>	<p>相違理由</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>機能</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対応所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：3台</li> <li>-衛星電話設備（IP-X）：1台</li> <li>-総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系）：1台、IP-FAX：2台、IP-FAX：1台）</li> </ul> <p>本店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> <li>-衛星電話設備（IP-X）</li> <li>-総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機（衛星系）：1台、IP-FAX：2台、IP-FAX：1台）</li> </ul> <p>田（原子力規制委員会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> </ul> <p>地方公団団体（北海道等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）</li> </ul> <p>その他関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-メモバン会員会員</li> </ul> <p>東京電力会員（消費者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：1台</li> </ul> <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-衛星電話設備（衛星型）：1台</li> </ul> <p>電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない場合の発電所外への通報・連絡等は、発電所外のうち社内（本店）への通報には、衛星電話設備、衛星携帯電話及び総合原子力防災ネットワークを使用する。 発電所外（社外）のうち監視・測定等は、衛星電話設備及び総合原子力防災ネットワークを用いて、通信機器設備で行う。地方公団団体（北海道）への通報・連絡等は、衛星電話設備及び総合原子力防災ネットワークを用いて、通信機器設備で行う。地方公団団体（北海道以外）及びその他の関係施設への通報・連絡等は、衛星電話設備で行う。また、田、地方公団団体、その他の関係施設への通報・連絡等は、本店から行うことも可能である。</p> <p>*会員については、会員の負担です。また会員、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図（2/2）</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・協力会社との通信連絡については参考 13 に記載</p>

参考 13 にて比較

参考 13 にて比較

なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。

<協力会社を含めた通信連絡の整理>

発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。

従って、事故等が発生した際ににおいても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。

重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なよう

に体制を整えている。

設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーバー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シーケンスグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シーケンスグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）



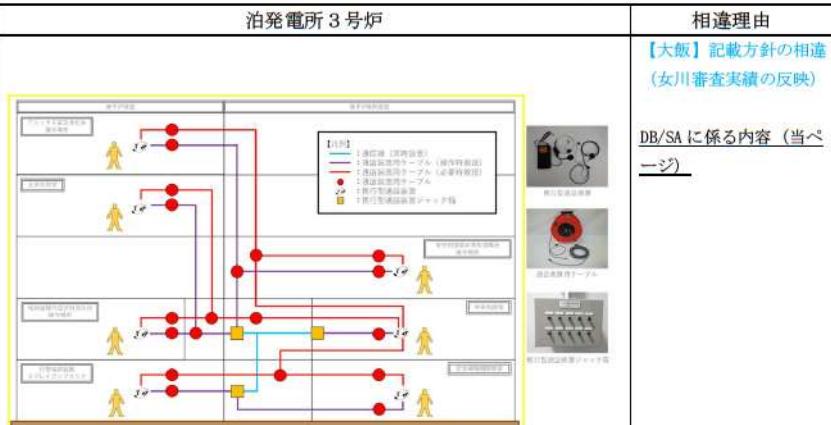
図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図



### 参考第 3.1-1 図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	
燃料プール冷却淨化系の離隔	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高压代替注水系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	C UW配管・バルブ室
高压抑心式ブレーカー注入隔壁室開操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	C RD補助室上部
原子炉捕獲機代替冷却水系接続後の原子炉捕獲機 冷却水空気抜き（A系）	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(A)室
原子炉捕獲機代替冷却水系接続後の原子炉捕獲機 冷却水空気抜き（B系）	原子炉建屋原子炉棟 1F (屋外2丁目-5トレンチ)	SG T S排気ダクトエリヤ
可搬型座屈ガス供給装置による東京ガス供給 準備	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(A)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納 容器除熱系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(B)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納 容器除熱	原子炉建屋原子炉棟 B1F	区分Ⅱ非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B1F	計測制御電源(B)室
	原子炉建屋原子炉棟 1F (廃棄物処理エリヤ)	RW計算機室 (緊急用電気品室(1))
高压空圧ガス供給系(非常用)系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(B)室
スクラムバイロット非用制御空気の排気操作	原子炉建屋原子炉棟 B1F	CRD本压調節ユニット(B) エリヤ
ほう酸水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	S L Cポンプエリヤ
可搬型蓄電池による主蒸気過送がし安全弁開放	制御建屋 2F	北側通路
原子炉建屋ベンツ設備による水素ガス排出	原子炉建屋原子炉棟 3F	R-O7階設室
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	SG T Sエリヤ
原子炉隔壁離脱治却系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路



### 参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	機器型 電話装置 他用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄の中継点	中継装置間時		
				中央制御室 からの往復距離	電話装置用 ケーブル	
各操作時の 連絡手段確保	1	中央制御室	中央制御室	約 30m	—	—
主蒸気逃がし作 業測定監視作業	1	主蒸気浴室	原子炉補助建屋 17.8m	約 170m	約 260m	100m×3台
非操作母線 受電準備及び受電 (L+断路器操作)	1	安全機能制御室	原子炉補助建屋 10.3m	約 50m	約 120m	100m×2台
代替格納庫 スプレイポンプ 起動操作	1	代替格納庫 スプレイポンプ エリア	原子炉補助建屋 10.3m	約 60m	約 140m	100m×2台
アニュラス、 空気冷却装置ダンバー 空気供給操作 及び手動開閉	1	原子炉建屋 40.3m	原子炉補助建屋 17.8m	約 200m	約 180m	100m×2台
中央制御室 非常用備蓄系 ゾーン削除操作	1	原子炉補助建屋 24.8m	原子炉補助建屋 17.8m	約 140m	約 120m	100m×2台
格納塔内 自然対流堆 系統構成作業	1	原子炉建屋 17.8m	原子炉補助建屋 17.8m	約 110m	約 200m	100m×3台

## 相違理由 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

## DB/SAに係る内容（当ページ）

### 【大飯】記載表現の相違

- ・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載（大飯と同様）



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																					
<b>表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話（固定・携帯）の台数</b>																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>中央制御室 (衛星電話(固定))</th> <th>緊急時対策所 (衛星電話(固定))</th> <th>指揮所 (衛星電話(固定))</th> <th>屋外 (衛星電話(携帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>(P/C) 事前</b></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>①</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>○</td><td>5</td><td>7</td><td>-</td></tr> <tr> <td>③</td><td>○</td><td>5</td><td>7</td><td>-</td></tr> <tr> <td>④</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑲と同様</td><td>○</td><td>5</td><td>9<sup>※1</sup></td><td>-</td></tr> <tr> <td><b>(S/P) 事前計画用</b></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>○</td><td>5</td><td>5</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>○</td><td>5</td><td>5</td><td>-</td></tr> <tr> <td><b>(停止中電子部品の取扱い)</b></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>○</td><td>5</td><td>7</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉔</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>保有台数</td><td>10 (予備5台含む)</td><td>10 (予備5台含む)</td><td>38 (予備10台含む)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 (衛星電話(固定))	指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))	<b>(P/C) 事前</b>					①	○	-	-	-	②	○	5	7	-	③	○	5	7	-	④	○	-	-	-	⑤	○	-	-	-	⑥	○	-	-	-	⑦	○	-	-	-	⑧	○	-	-	-	⑨	○	-	-	-	⑩	○	-	-	-	⑪	○	-	-	-	⑫	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑬	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑭	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑮と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑯と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑰と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	⑲と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-	<b>(S/P) 事前計画用</b>				⑳	○	5	5	-	㉑	○	5	5	-	<b>(停止中電子部品の取扱い)</b>				㉒	○	5	7	-	㉓	-	-	-	-	㉔	-	-	-	-	保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)			<p>参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）の台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>固定型</th> <th>携帯型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>①</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>③</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>④</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑲と同様</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>○</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉔</td><td>○</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所指揮所に現用用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現用用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。      • 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	事故シーケンスグループ	固定型	携帯型	事前	-	-	①	○	-	②	○	5	③	○	5	④	○	5	⑤	○	5	⑥	○	5	⑦	○	5	⑧	○	5	⑨	○	5	⑩	○	5	⑪	○	5	⑫	○	5	⑬	○	5	⑭	○	5	⑮と同様	○	5	⑯と同様	○	5	⑰と同様	○	5	⑲と同様	○	5	⑳	○	5	㉑	○	5	㉒	○	5	㉓	○	5	㉔	○	5	
事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 (衛星電話(固定))	指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))																																																																																																																																																																																																																				
<b>(P/C) 事前</b>																																																																																																																																																																																																																								
①	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
②	○	5	7	-																																																																																																																																																																																																																				
③	○	5	7	-																																																																																																																																																																																																																				
④	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑤	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑥	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑦	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑧	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑨	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑩	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑪	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
⑫	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑬	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑭	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑮と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑯と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑰と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
⑲と同様	○	5	9 <sup>※1</sup>	-																																																																																																																																																																																																																				
<b>(S/P) 事前計画用</b>																																																																																																																																																																																																																								
⑳	○	5	5	-																																																																																																																																																																																																																				
㉑	○	5	5	-																																																																																																																																																																																																																				
<b>(停止中電子部品の取扱い)</b>																																																																																																																																																																																																																								
㉒	○	5	7	-																																																																																																																																																																																																																				
㉓	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
㉔	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																				
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)																																																																																																																																																																																																																					
事故シーケンスグループ	固定型	携帯型																																																																																																																																																																																																																						
事前	-	-																																																																																																																																																																																																																						
①	○	-																																																																																																																																																																																																																						
②	○	5																																																																																																																																																																																																																						
③	○	5																																																																																																																																																																																																																						
④	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑤	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑥	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑦	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑧	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑨	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑩	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑪	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑫	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑬	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑭	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑮と同様	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑯と同様	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑰と同様	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑲と同様	○	5																																																																																																																																																																																																																						
⑳	○	5																																																																																																																																																																																																																						
㉑	○	5																																																																																																																																																																																																																						
㉒	○	5																																																																																																																																																																																																																						
㉓	○	5																																																																																																																																																																																																																						
㉔	○	5																																																																																																																																																																																																																						

※1:緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

## 大飯発電所3／4号炉

表10 各重大事故シーケンスで使用するトランシーバーの台数

事故シーケンスグループ	屋外
【伊丹損傷防止】	
① 2次冷却系からの脱熱機能喪失 （主給水喪失+補助給水失敗）	-
② 全交流電力喪失+FCP-シールLOCA +原子炉停機初期機能喪失	19
③ 全交流電力喪失 （FCP-シールLOCA喪失）	19
④ 損熱除去の脱熱機能喪失 （大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗）	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 （主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗）	-
⑥ ECCS注水機能喪失+高圧注入失敗 +低圧注入水系統利用の場合（6インチ破裂）	-
⑦ ECCS注水機能喪失+高圧注入失敗 +低圧注入水系統利用の場合（4インチ破裂）	-
⑧ ECCS注水機能喪失（中大LOCA+高圧注入失敗）	-
⑨ ECCS再循環機能喪失 （大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗）	-
⑩ ECCS再循環機能喪失 （中大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗）	-
⑪ 格納容器バイパス （インカーフェースシステムLOCA）	-
⑫ 格納容器バイパス （発生した過伝熱管破壊）	-
【格納容器破裂防止】	
⑬ 格納容器過圧爆発 （大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗）	29※1
⑭ 格納容器過圧爆発 （全交流電力喪失+補助給水失敗）	29※1
⑮ 格納容器過圧爆発 （全交流電力喪失+補助給水失敗）	29※1
⑯ 同様	29※1
⑰ 格納容器過圧爆発 （大LOCA+ECCS注入失敗）	29※1
⑱ 同様	29※1
⑲ 同様	29※1
⑳ GPFの燃料過剰発生防止	
㉑ 慢定事故1 （使用済燃料ビット冷却系及び補給水系の故障）	11
㉒ 慢定事故2 （使用済燃料ビット冷却系配管の切断）	11
【停止中原子炉の燃料過剰発生防止】	
㉓ 停止中原子炉の燃料過剰発生 （ミックループ運転中の余熱除去系の機能喪失 及び主給水喪失）	19
㉔ 原子炉冷却材の流出 （ミックループ運転中の原子炉冷却材流出）	-
㉕ 反応度の誤投入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

## 女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備等の台数

事故シーケンスグループ等	屋内（販売会社事務所及び中央制御室）	屋外	無線連絡設備等（固定型）	
			無線連絡設備等（携帯型）	
【伊丹損傷防止】				
高圧・低圧水機能喪失	4	17		
高圧水木・減圧機能喪失	4	-		
全交流電力喪失失 (長期TB)	4	18		
全交流電力喪失失 (TBU)	4	18		
全交流電力喪失失 (TBD)	4	18		
全交流電力喪失失 (TBP)	4	19		
原素炉停止機能喪失失 (原子炉機能が喪失した場合)	4	18		
原素炉停止機能喪失失 (残留熱除去系が故障した場合)	4	17		
原素炉停止機能喪失失 (原子炉機能が喪失した場合)	4	17		
LOCA時注入水機能喪失失 (中小破裂)	4	18		
格納容器バイパス (シートガスシステムLOCA)	4	17		
【熱納容器破損防止】				
界隈気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (使用する場合)	4	18		
界隈気圧力・温度による静的負荷 (格納容器圧縮空気直接加熱) (代替蓄熱冷却系を使用できない場合)	4	18		
原素炉圧力容器外の蓄熱燃焼器・冷却材相互作用	4	18		
原素炉・コンクリート相互作用	4	18		
溶融炉心・コンクリート相互作用	4	18		
【使用済燃料ブリートの燃料過剰発生防止】				
慢定事故1 (GPF補給水機能喪失)	4	17		
慢定事故2 (GPF補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17		
【運動停止中原子炉内の燃料過剰発生防止】				
慢定熱除去機能喪失	4	-		
全交流電力喪失失	4	18		
原素炉冷却材の流出	4	-		
反応度の誤投入	4	-		

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

## 泊発電所3号炉

参考第3-4表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）の台数

事故シーケンスグループ等	屋内（販売会社事務所及び中央制御室）	屋外	無線連絡設備（固定型）	
			無線連絡設備（携帯型）	
DF-00000000000000000000000000000000				
1 2次冷却系からの脱熱機能喪失 （主給水喪失+補助給水失敗）	-	-		
2 全交流電力喪失+FCP-シールLOCA	8	9		
3 原子炉停機初期機能喪失	8	9		
4 全交流電力喪失失 (長期TB)	8	9		
5 全交流電力喪失失 (TBU)	8	9		
6 全交流電力喪失失 (TBD)	8	9		
7 全交流電力喪失失 (TBP)	8	9		
8 LOCA時注入水機能喪失失 (中小破裂)	8	8		
9 格納容器バイパス (シートガスシステムLOCA)	8	8		
10 热納容器破損防止	-	-		
11 热納容器過圧爆発失 (原子炉機能が喪失した場合)	8	9		
12 热納容器過圧爆発失 (残留熱除去系が故障した場合)	8	9		
13 原子炉停止機能喪失失 (原子炉機能が喪失した場合)	8	9		
14 原子炉停止機能喪失失 (原素炉冷却材の流出)	8	9		
15 GPF補給水機能喪失失 (代替蓄熱冷却系を使用できない場合)	8	9		
16 GPF補給水機能喪失失 (サイフォン現象による小規模漏えい)	8	9		
17 動運動停止中原子炉内の燃料過剰発生防止	-	-		
18 原素炉冷却材の流出	8	9		
19 原素炉冷却材の流出	8	9		
20 反応度の誤投入	8	9		

\* 無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所待機所に複数用として4台、中央制御室に複数用として16台保管しており、重大事故時においても対応できる。

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

## 相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違  
(大飯審査実績の反映)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】

参考 7. 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を図10に示す。

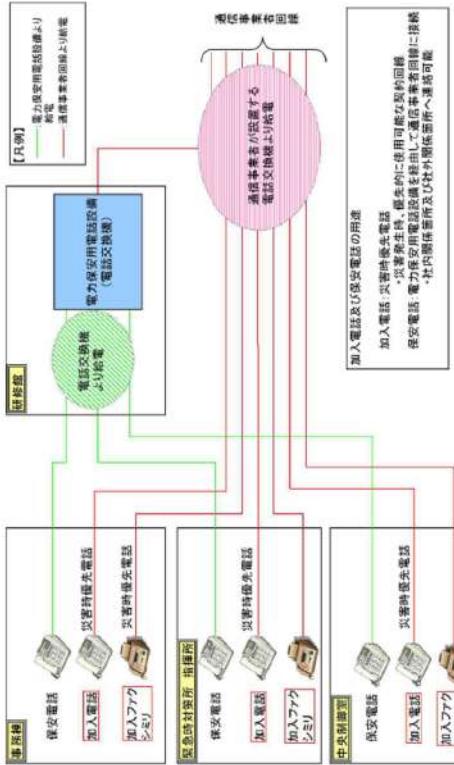
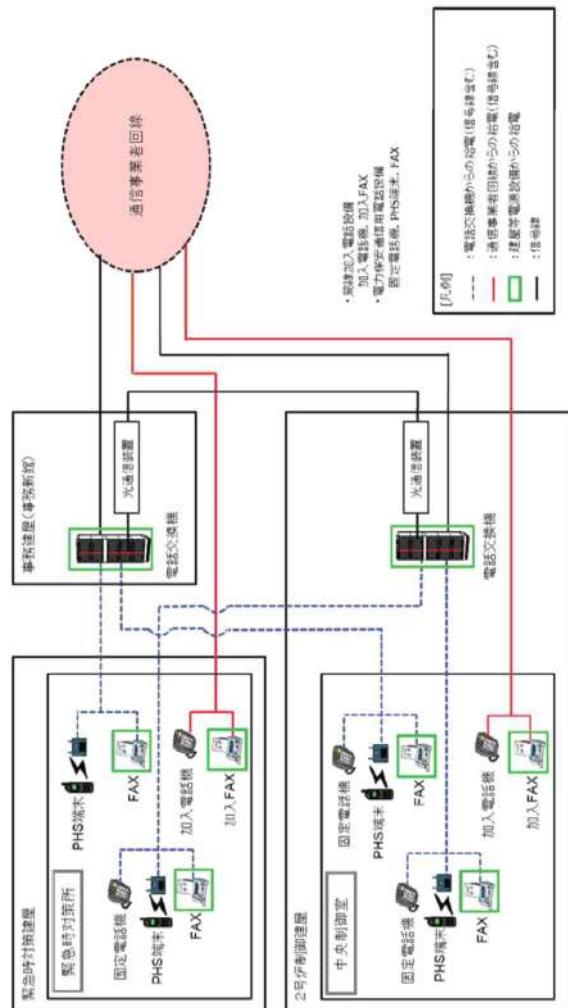


図 10 加入電話システムの構成概要図

参考 4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。

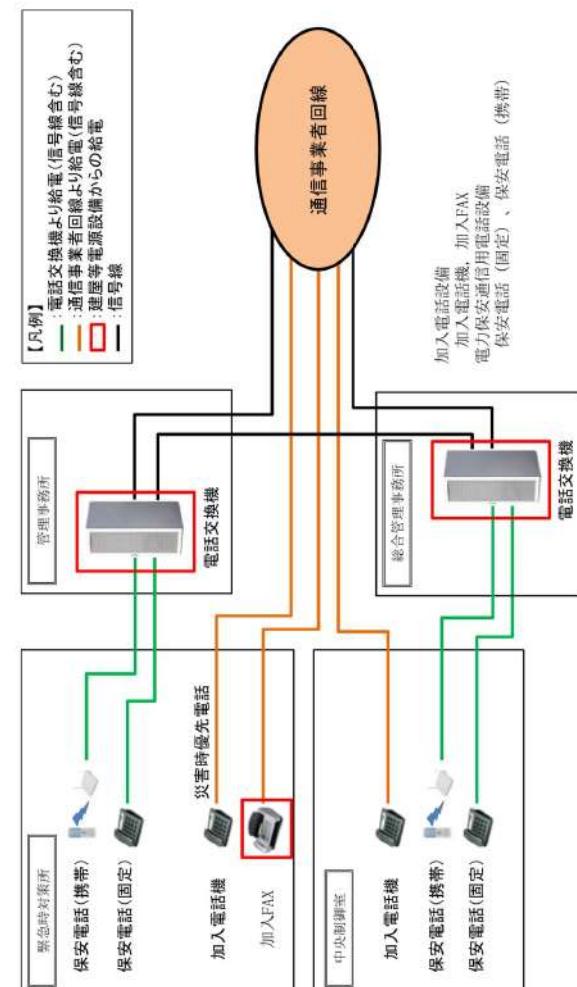


参考第 4.1-1 図 加入電話システムの構成概要図

参考 4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を参考第4.1図に示す。



参考第 4.1 図 加入電話システムの構成概要図

【大飯】記載方針の相違  
(女川審査実績の反映)

・大飯は参考7に記載

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備（参考資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能なとしている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>女川：SPDSデータ</p> <p>泊：SPDSパラメータ</p> <p>女川：表示モニタ</p> <p>泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図6 緊急時対策室 指揮所における配置図</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考図 4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策室における SPDS データ表示の概要</p> <p>（注）レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく</p> <p>（注）レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく</p> <p>（注）レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく</p> <p>参考第 5.1-1 図 緊急時対策室における SPDS データ表示の概要</p> <p>参考第 5-1 図 緊急時対策室における SPDS パラメータ表示の概要</p> <p>【拍崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>	<p>（注）レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを配備していないものの、データ表示端末を予備含め4台・大型モニタを予備含め3台配備しており緊急時対策室でのデータ共有の視認性に相違はない</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5 SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力は、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS<sup>*1</sup>盤、RMS<sup>*2</sup>盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力は、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末～データ収集計算機間で行っている。なお、大飯と同一の設備構成である。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備（参考資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装装置）の略称。      ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違      【女川】設計方針の相違      • 2-2⑩記載のとおり。      【女川】・設備の相違      泊3号炉は有線系回線及び無線系回線とともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。      【女川】記載表現の相違      女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違      女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）      • 泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考図5.1-1 安全メータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要</p>	<p>※一部のパラメータは、バックアップ送信ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p> <p>参考第6-1図 安全メータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要</p>	<p>参考第6-1図 データ収集計算機のデータ伝送概要</p>	<p>【女川】・設備の相違 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。</p> <p>【女川】設計の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト（1／5）

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	ESSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
伊心反応度 の状態確認	出力面積平均中性子束チャネル 平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子新領域中性子束	○	○	○
	出力面積中性子束	○	○	○
炉心冷却材 の状態確認	加圧器水位	○	○	○
	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ冷却材高温監視度（広域）	○	○	○
	Bループ冷却材高温監視度（広域）	○	○	○
	Cループ冷却材高温監視度（広域）	○	○	○
	Dループ冷却材高温監視度（広域）	○	○	○
	Aループ冷却材低温監視度（広域）	○	—	○
1次冷却材温度 (広域)	Bループ冷却材低温監視度（広域）	○	—	○
	Cループ冷却材低温監視度（広域）	○	—	○
	Dループ冷却材低温監視度（広域）	○	—	○
	Aループ冷却材低溫監視度（広域）	○	—	○
	Bループ冷却材低溫監視度（広域）	○	—	○
	Cループ冷却材低溫監視度（広域）	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト（2／5）

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	ESSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○
	B主蒸気圧力	○	○	○
	C主蒸気圧力	○	○	○
	D主蒸気圧力	○	○	○
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○
	B高圧注入流量	○	○	○
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○
	B余熱除去流量	○	○	○
燃料取替用 ピット水位	燃料取替用ピット水位	○	○	○
	充てん水	○	○	○
炉心冷却材 の状態確認	充てん水流量	○	○	○
	A蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
	B蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
	C蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
	D蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
	A蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
	B蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
	C蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
	D蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○
	4-3 B母線電圧	○	○	○
	4-3 AEG遮断器	○	○	○
	4-3 BEG遮断器	○	○	○
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度 (T/C)	○	○	○

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ（1/10）

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	ESS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
△PRMレベル（平均）	○	○	○	○
△PRM (A) レベル	○	—	○	○
△PRM (B) レベル	○	—	○	○
△PRM (C) レベル	○	—	○	○
△PRM (D) レベル	○	—	○	○
△PRM (E) レベル	○	—	○	○
△PRM (F) レベル	○	—	○	○
SRNM (A) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (B) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (C) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (D) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (E) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (F) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (G) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (H) 対数計数率	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (G) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (H) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (A) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (B) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (C) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (D) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (E) 計数率高周	○	○	○	○
SRNM (F) 計数				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表13 バックアップできるパラメータリスト（3／5）

目的	対象パラメータ	SIS入力 パラメータ	EBSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の 状態確認	炉心出口温度（最大）	○	○	○
	炉心出口温度（平均）	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	ニアモニタの指示	○	—	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	格納容器圧力	○	○	○
	AM用格納容器圧力	○	—	○
	格納容器温度	○	○	○
格納容器水位	A格納容器再循環サンプル水位（圧域）	○	○	○
	D格納容器再循環サンプル水位（圧域）	○	○	○
	A格納容器再循環サンプル水位（狭域）	○	—	○
	B格納容器再循環サンプル水位（狭域）	○	—	○
	格納容器水位	○	—	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○
	格納容器スプレイ流量	○	○	○
	B格納容器スプレイ流量	○	○	○
	格納容器スプレイ流量計算	○	—	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	格納容器ガスモニタの指示	○	○	—
	格納容器ガスモニタ	○	○	—
	可燃型格納容器水素ガス濃度	○	—	○
	格納容器水素濃度	○	—	○

女川原子力発電所2号炉		(2/10)		泊発電所3号炉		(2/5)		相違理由	
目的	対象パラメータ	SIS パラメータ	EBS 伝送 パラメータ	バックアップ アッパー パラメータ	EBSへ 伝送しいる パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	EBSへ 伝送しいる パラメータ	【女川】PWR 設計の反映	
炉心冷却系	原子炉圧力（広範囲）B V	○	○	○	○	○	○	炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。	
	原子炉圧力（広範囲）A	○	—	○	—	○	—		
	原子炉圧力（広範囲）II	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（広範囲）P B V	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（広範囲）A	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（広範囲）B	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（燃料域）P B V	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（燃料域）A	○	—	○	—	○	—		
	原子炉水位（燃料域）B	○	—	○	—	○	—		
炉心冷却部の 状態確認	P L R ガンブ（A）入口温度	○	○	○	○	○	○		
	P L R ガンブ（B）入口温度	○	○	○	○	○	○		
	S R V 開	○	○	○	○	○	○		
	R H R ガンブ（A）出口流量	○	○	○	○	○	○		
	R H R ガンブ（B）出口流量	○	○	○	○	○	○		
	R H R ガンブ（C）出口流量	○	○	○	○	○	○		
	L P C S ガンブ出口流量	○	○	○	○	○	○		
	H P C S ガンブ出口流量	○	○	○	○	○	○		
	R C I C ガンブ出口流量	○	○	○	○	○	○		
	H P A C ガンブ出口流量	○	○	○	○	○	○		
	R H R ハーフドクターライン洗浄流量	○	—	○	—	○	—		
	R H R 本格納容器冷却部ワイン洗浄流量	○	—	○	—	○	—		
	R H R 本格納容器冷却水入口流量	○	—	○	—	○	—		
	R H R 熱交換器（B）冷却水入口流量	○	—	○	—	○	—		
	R C W A系 系統流量	○	—	○	—	○	—		
	R C W B系 系統流量	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2A電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2B電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2E電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2S A 1電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2S A 2電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2S B 1電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2S B 2電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2C電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2D電圧	○	—	○	—	○	—		
	6, 9 kV母線6-2H電圧	○	—	○	—	○	—		
	D/G 2 A しゃ断路投入	○	—	○	—	○	—		
炉心冷却部の状態確認		対象パラメータ		EBSへ 伝送しいる パラメータ		炉心冷却部の状態確認		【大飯】記載表現の相違	
		蒸気発生器水位（昇流）		A-蒸気発生器水位（昇流）		炉心冷却部の状態確認		データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。	
		B-蒸気発生器水位（昇流）		B-蒸気発生器水位（昇流）					
		C-蒸気発生器水位（昇流）		C-蒸気発生器水位（昇流）					
		A-相助給水ライン流量		A-相助給水ライン流量					
		B-相助給水ライン流量		B-相助給水ライン流量					
		C-相助給水ライン流量		C-相助給水ライン流量					
		補助給水ポンプ本体		補助給水ポンプ本体					
		6-30kV遮断器		6-30kV遮断器					
		6-30kV母線電圧		6-30kV母線電圧					
		所内自発電圧（非常用）		所内自発電圧（非常用）					
		サブクーラ液		サブクーラ液					
		1次冷却圧力（圧縮）		1次冷却圧力（圧縮）					
		炉心出口熱（平均）		炉心出口熱（平均）					
		1次冷却系温度（広範囲）		A-1次冷却材冷却系温度（広範囲）					
		B-1次冷却材冷却系温度（広範囲）		B-1次冷却材冷却系温度（広範囲）					
		C-1次冷却材冷却系温度（広範囲）		C-1次冷却材冷却系温度（広範囲）					
		1次冷却系温度（狭範囲）		A-1次冷却材冷却系温度（狭範囲）					
		B-1次冷却材冷却系温度（狭範囲）		B-1次冷却材冷却系温度（狭範囲）					
		C-1次冷却材冷却系温度（狭範囲）		C-1次冷却材冷却系温度（狭範囲）					
		核燃料容積高レンジ		核燃料容積高レンジ					
		エリモニタの指示		エリモニタの指示					

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト（4／5）

目的	対象パラメータ	SPOS 入力 パラメータ	ERS →伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
放射能漏れの 状態確認	A排気筒ガスモニタ	○	○	○
	B排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レジンガスモニタ(低レジン)	○	○	○
	排気筒高レジンガスモニタ(高レジン)	○	○	○
原子炉冷却装置 漏れの状態	原子炉冷却装置 漏れの状態	格納容器隔壁 (T信号)	○	○
	モニタボスト No.1 離量率	○	○	○
環境の 情報確認	モニタボスト No.2 離量率	○	○	○
	モニタボスト No.3 離量率	○	○	○
	モニタボスト No.4 離量率	○	○	○
	モニタボスト No.5 離量率	○	○	○
	モニタデーターピング量率	○	○	○
	10 分別測定風向方位番号	○	○	○
	風速(平均風速)	○	○	○
	気象情報を 算出	○	○	○
	大気密度	○	○	○
	AM用燃焼料ビット水位 (AM用)	○	—	○
使用済燃料ビ ットの状態確認	B用済燃料ビット水位 (AM用)	○	—	○
	A用露式使用済燃料ビット水位	○	—	○
	B用露式使用済燃料ビット水位	○	—	○
	AM用済燃料ビット温度 (AM用)	○	—	○
燃科取扱場面の 放射能漏れ	B用済燃料ビット温度 (AM用)	○	—	○
	使用済燃料ビット区域エアモニタ	○	—	○
	A用露式使用済燃料ビット区域周辺 エアモニタ	○	—	○
	B用露式使用済燃料ビット区域周辺 エアモニタ	○	—	○
その他 (ECCS の 状態等)	ECCS の状態 (高電注入系)	A高压注入ポンプ	○	○
	B高压注入ポンプ	○	○	—

表15 バックアップできるパラメータリスト（5／5）

目的	対象パラメータ	SP96 入力 パラメータ	EBSIS へ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
その他の (ECCS の状態等)	ECCS の状態 (圧注注入系)	A余熱除去ポンプ B余熱除去ポンプ	○ ○	—
	ECCS の状態	安全注入作動	○ ○	—
	原子炉トリップ 警報	全制御棒全挿入	○ ○	—
	S/G 開閉 漏えい检测	液位器空気抽出器ガスモニタ 蒸気発生器プローデクタモニタ	○ ○	—
	液位代替算定圧 注入ポンプ流量	根拠代替低圧注入水流累積算	○ —	○
	C CCS 流量 海水水温	原子炉沸騰冷却却水サーヒランク 本位	○ —	○
	ほう酸タンク 海水水温	Aほう酸タンク水位 Bほう酸タンク水位	○ —	○
	海水ビット 海水水温	海水ビット水位	○ —	○
	吐水口の排放量	放流水口水モニタ	○ ○	○
		A蒸気発生器上部給水流量 B蒸気発生器下部給水流量 C蒸気発生器上部給水流量 D蒸気発生器下部給水流量 A蒸気発生器底部給水流量 B蒸気発生器底部給水流量 C蒸気発生器底部給水流量 D蒸気発生器底部給水流量	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
ECCS の状態	海水流量	A蒸気発生器上部給水流量 B蒸気発生器下部給水流量 C蒸気発生器上部給水流量 D蒸気発生器下部給水流量 A蒸気発生器底部給水流量 B蒸気発生器底部給水流量 C蒸気発生器底部給水流量 D蒸気発生器底部給水流量	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	格納容器 スプレイポンプ の状態	A格納容器スプレイポンプ B格納容器スプレイポンプ	○ ○	—

女川原子力発電所 2号炉

(3/10)

目 次	付録パラメータ	初期		初期偏心	
		パラメータ	パラメータ	パラメータ	パラメータ
D/G 2段 L+断熱投入	○	○	○	○	
HPC S D/G L+断熱投入	○	○	○	○	
清野町シナクタ水路		○	-	○	
伊勢市立圧縮機場(原子炉立圧縮機フランジ下部温度)	○	-	○		
原子炉立圧縮機場(原子炉ノボルN4底温度)	○	-	○		
原子炉立圧縮機場(原子炉ノボルN4底温度)	○	-	○		
原子炉立圧縮機場(原子炉立圧縮機上部温度)	○	-	○		
原子炉立圧縮機場(原子炉立圧縮機上部温度)	○	-	○		
シリアルバス圧力(広帯域)(最大)	○	○	○		
シリアルバス圧力	○	-	○		
正压抑制能力(最大)	○	-	○		
正压抑制能力	○	-	○		
自PV-1コントローラ底面温度(最大)	○	○	○		
圧力抑制能力(最大)	○	○	○		
圧力抑制能力(最小)	○	-	○		
正压抑制能力(最大)	○	-	○		
正压抑制能力(空気密度)	○	-	○		
正压抑制能力(空気密度)	○	-	○		
正压抑制能力(空気密度)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(最大)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(11°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(14°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(16°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(19°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(22°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(24°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(11°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(14°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(16°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(19°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(22°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(24°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(11°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(14°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(16°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(19°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(22°)	○	-	○		
サブレーショングループ水温度(24°)	○	-	○		

泊発電所 3号炉

	(3/8)
格納容器所要サブ水位（底液）	○ ○ ○ ○ ○ ○
格納容器所要サブ水位（底液）	○ ○ ○ ○ ○ ○
△-A 格納容器サブアライ处理器出力流量	○ ○ ○ ○ ○ ○
B-1 格納容器サブアライ处理器出力流量	○ ○ ○ ○ ○ ○
代替格納容器スケイドアライ处理器出力流量	○ ○ ○ ○ ○ ○
日一格納容器スケイドアライ处理器出荷算流量 (AM用)	○ ○ ○ ○ ○ ○
格納容器高レンジモニタ (高レンジ)	○ ○ ○ ○ ○ ○
格納容器高レンジモニタ (低レンジ)	○ ○ ○ ○ ○ ○
排気流量モニタ	○ ○ ○ ○ ○ ○
排気流量レンジモニタ (低レンジ)	○ ○ ○ ○ ○ ○
排気流量レンジモニタ (高レンジ)	○ ○ ○ ○ ○ ○
排気流量レンジモニタ (底液モニタ)	○ ○ ○ ○ ○ ○

目 次	対象パラメータ	SPS		ISS 日透	
		パラメータ	パラメータ	アップ	アップ
セプレシジョンペーク水温度 (SWF)		○	—	○	○
CAMS木本透達A (0~30%)		○	○	○	○
CAMS木本透達B (10~30%)		○	○	○	○
CAMS木本透達A (0~100%)		○	—	○	○
CAMS木本透達B (0~100%)		○	—	○	○
熱収容率内生差異度 A (D./W)		○	—	○	○
熱収容率内生差異度 B (S./C)		○	—	○	○
熱収容率内生差異度 B (D./W)		○	—	○	○
熱収容率内生差異度 B (S./C)		○	—	○	○
CAMS熱収容度A		○	○	○	○
CAMS熱収容度B		○	○	○	○
CAMB (A) サンプル切替 (D./W)		○	○	○	○
CAMS (E) サンプル切替 (D./W)		○	○	○	○
D./W照射モードA		○	○	○	○
D./W照射モードB		○	○	○	○
S./C照射モードA		○	○	○	○
S./C照射モードB		○	○	○	○
R/H計 A入出荷監査スケレイ編集画面		○	○	○	○
R/H計 B入出荷監査スケレイ編集画面		○	○	○	○
R/H計 C入出荷監査	(A) 出荷压力	○	—	○	○
R/H計 Dガソリン (B) 出荷压力		○	—	○	○
R/H計 Eガソリン (C) 出荷压力		○	—	○	○
HPCモード/停止状態		○	—	○	○
L.PCモード/停止状態		○	—	○	○
R/C1モード/停止状態		○	—	○	○
R/C1Cモード/自動回転ヒンロ高張正規		○	—	○	○
HPCモード/停止状態		○	—	○	○
HPC/Aモード/停止状態		○	—	○	○
HPC/Cモード/停止状態		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (トライカルボン酸ジカルボン酸) (周辺温度)		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (トライカルボン酸ジカルボン酸) (周辺温度)		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (所定エアフランジ) (周辺温度)		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (所定エアフランジ) (周辺温度)		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (電極+半導体) (周辺温度)		○	—	○	○
シリカガム充電温度 (電極+半導体) (周辺温度)		○	—	○	○

相違理由  
【川】PWR 設計の反映  
型の相違により設備  
が対象パラメータに  
はあるが、データ表  
端末で表示する「目  
は同等であり、緊急  
対策所で必要な情報  
把握できることに相  
はない。

【大飯】記載表現の相違  
データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能相違はない。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【女川】PWR 設計の反映 炉型の相違により設備 及び対象パラメータに 相違はあるが、データ表 示端末で表示する「目的」 は同等であり、緊急 時対策所で必要な情報 を把握できることに相 違はない。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

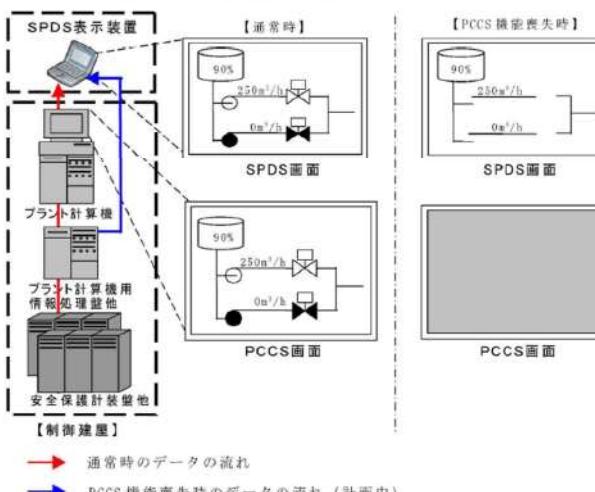
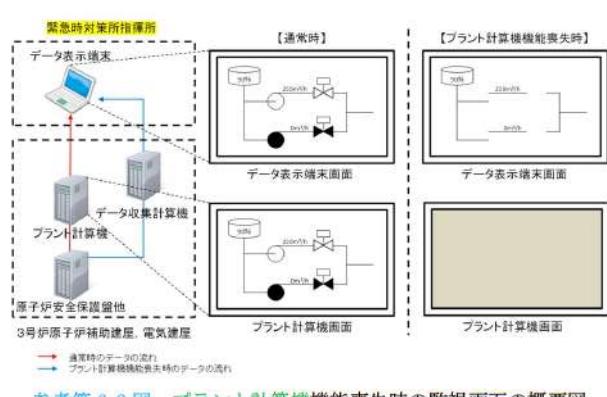
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">(9 / 10)</th></tr> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>SP6 パラメータ</th><th>BRS5伝送 パラメータ</th><th>パック アコマ付箇 パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18" style="vertical-align: top; font-size: small;">使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブーム温度（燃料チャップ上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブームの温度（燃料チャップ附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム水位／温度（燃料チャップ上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム上部温度] 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（低減量） 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（高減量） 燃料棒露出水素濃度（0～3.0%） 燃料棒露出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">(10 / 10)</th></tr> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>SP6 パラメータ</th><th>BRS5伝送 パラメータ</th><th>パック アコマ付箇 パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="vertical-align: top; font-size: small;">原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーブラッピング室） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	(9 / 10)					目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アコマ付箇 パラメータ	使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブーム温度（燃料チャップ上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブームの温度（燃料チャップ附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム水位／温度（燃料チャップ上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム上部温度] 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（低減量） 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（高減量） 燃料棒露出水素濃度（0～3.0%） 燃料棒露出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	(10 / 10)					目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アコマ付箇 パラメータ	原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーブラッピング室） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○		【女川】PWR 設計の反映 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
(9 / 10)																																																																																																																												
目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アコマ付箇 パラメータ																																																																																																																								
使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブーム温度（燃料チャップ上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（セーフティカット） [使用済燃料ブームの温度（燃料チャップ附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム水位／温度（燃料チャップ上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドスルースル） [使用済燃料ブーム上部温度] 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（低減量） 燃料ブーム上部目標燃料棒モニタ（高減量） 燃料棒露出水素濃度（0～3.0%） 燃料棒露出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
(10 / 10)																																																																																																																												
目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アコマ付箇 パラメータ																																																																																																																								
原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーブラッピング室） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合温度、動作監视装置出口温度	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									

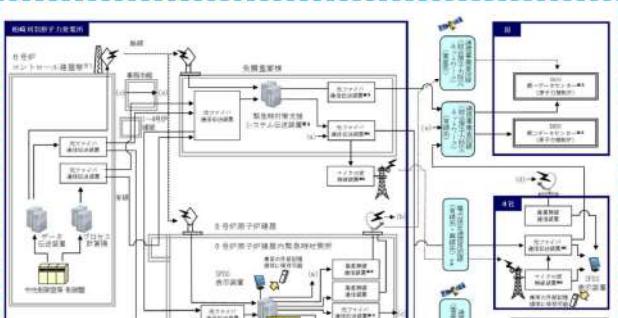
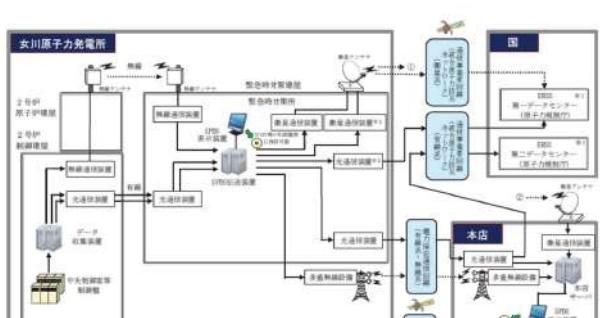
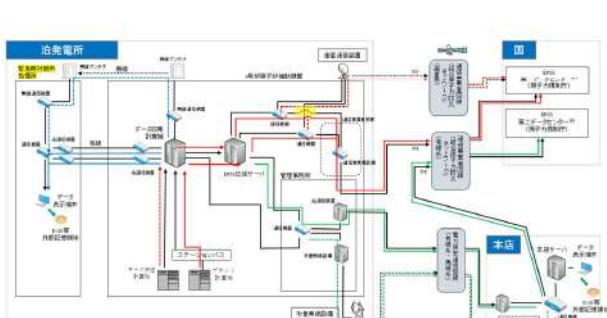
## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>＜弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方＞</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行なうことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>		<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>＜弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方＞</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：SPDS, 泊：データ収集計算機） ・名称の相違（大飯：原子炉盤, 泊：主盤）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：SPDS, 泊：データ収集計算機）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：PCCS, 泊：プラント計算機）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：PCCS, 泊：プラント計算機）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：PCCS, 泊：プラント計算機）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p>  <p>参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>SPDS伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はSPDS伝送装置で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。</p> <p>SPDS伝送装置に保存されたデータについては、<b>緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置</b>及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、<b>緊急時対策所</b>において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、<b>SPDS表示装置</b>にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、<b>SPDS表示装置</b>にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を<b>参考第7.1-1図</b>に示す。</p> <p><b>参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</b></p> 	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はデータ収集計算機で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機に保存されたデータについては、<b>緊急時対策所指揮所のデータ表示端末</b>及び本店に設置している<b>データ表示端末</b>からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、<b>緊急時対策所指揮所</b>において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、<b>データ表示端末</b>にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、<b>データ表示端末</b>にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を<b>参考第7-1図</b>に示す。</p> <p><b>参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</b></p> 	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3②のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b></p> <p><b>参考9 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</b></p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考第8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考第8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</li> </ul> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p> <p><b>【女川】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2①記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。</li> </ul> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b>																																			
<b>表 18 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧</b>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力保安通信用電話装置<sup>①</sup></td> <td>保安電話（固定、携帯）</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通話用東の落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型電話装置</td> <td>携行型電話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する電話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話<sup>②</sup></td> <td>固定携帯</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する無線装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 発電所外用と共用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	電力保安通信用電話装置 <sup>①</sup>	保安電話（固定、携帯）	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通話用東の落下防止の措置を施す。	携行型電話装置	携行型電話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する電話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話 <sup>②</sup>	固定携帯	・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	無線通信装置		・緊急時対策所指揮所に設置する無線装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第 8.1-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>・衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星水晶は備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナは、衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 システム IP電話 IP-FAX IP-FAX</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する緊急時対策所待機場所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する3号炉原子力防災装置及び緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星水晶は備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナは、衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 システム IP電話 IP-FAX IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する緊急時対策所待機場所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する3号炉原子力防災装置及び緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>SA に係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考 9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考 8 に分割して記載している</li> <li>・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。</li> </ul>
場所	主要設備	耐震措置																																	
電力保安通信用電話装置 <sup>①</sup>	保安電話（固定、携帯）	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通話用東の落下防止の措置を施す。																																	
携行型電話装置	携行型電話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する電話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																	
トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																	
衛星電話 <sup>②</sup>	固定携帯	・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																	
インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																	
無線通信装置		・緊急時対策所指揮所に設置する無線装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																	
通信種別	主要設備	耐震措置																																	
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星水晶は備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナは、衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 システム IP電話 IP-FAX IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する緊急時対策所待機場所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX代替装置）は、耐震性を有する3号炉原子力防災装置及び緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<b>【比較のため順番を変更して記載】</b>																																			
<b>表19 緊急時対策所の通信設備（発電所外）耐震措置一覧</b>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>主要設備</th><th>耐震措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">美濃所外用</td><td>加入電話</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">固定機器</td><td>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障時に備え手品を係り、取扱いの手順を整備する。</td></tr> <tr> <td>電話（内線）は、強固な取扱ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>電力保安装置用電話端末<sup>①</sup></td><td>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>加入電話ミキ</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td><td>強固な取扱ケースに収容し保管する。</td></tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システムについては、倒壊防止の措置を施す。</li> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器の脚部等を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">核兵器子力防災ネットワークに接続する通信端末</td><td>IPTV</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>IP電話</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>IP-FAX</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</li> <li>TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、放電時に過度の衝撃を受けるし、取扱いの手順を整備する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td><td>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>無線通信装置</td><td>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td></tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	美濃所外用	加入電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> </ul>	固定機器	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障時に備え手品を係り、取扱いの手順を整備する。	電話（内線）は、強固な取扱ケースに収容する等の措置を施す。	電力保安装置用電話端末 <sup>①</sup>	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	加入電話ミキ	同上	衛星電話（可搬）	強固な取扱ケースに収容し保管する。	社内TV会議システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システムについては、倒壊防止の措置を施す。</li> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器の脚部等を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>	核兵器子力防災ネットワークに接続する通信端末	IPTV	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>	IP電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>	IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</li> <li>TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、放電時に過度の衝撃を受けるし、取扱いの手順を整備する。</li> </ul>	緊急時衛星通信システム	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	無線通信装置	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>主要設備</th><th>耐震措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SAに係る内容（当ページ）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	SAに係る内容（当ページ）		
場所	主要設備	耐震措置																																	
美濃所外用	加入電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> </ul>																																	
	固定機器	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障時に備え手品を係り、取扱いの手順を整備する。																																	
		電話（内線）は、強固な取扱ケースに収容する等の措置を施す。																																	
	電力保安装置用電話端末 <sup>①</sup>	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																	
	加入電話ミキ	同上																																	
	衛星電話（可搬）	強固な取扱ケースに収容し保管する。																																	
	社内TV会議システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システムについては、倒壊防止の措置を施す。</li> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器の脚部等を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>																																	
	核兵器子力防災ネットワークに接続する通信端末	IPTV	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>																																
		IP電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する電子子機類の組成の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</li> <li>また、設置等に際し、手荷物を搬入する。</li> </ul>																																
	IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</li> <li>TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、放電時に過度の衝撃を受けるし、取扱いの手順を整備する。</li> </ul>																																	
緊急時衛星通信システム	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																		
無線通信装置	緊急時対策所指揮所に接続する通路端末は、設置する机の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																		
場所	主要設備	耐震措置																																	
SAに係る内容（当ページ）																																			

※1. 実電所内用と共用。

## 参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性

緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地盤動S.sによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。

表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
安全パラメータ表示システム(SPDS)		
原子炉補助装置		<ul style="list-style-type: none"> <li>安全パラメータ表示システム(SPDS)についてのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できることとする。</li> <li>安全パラメータ表示システム(SPDS)についての新規登録をしている。</li> <li>安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有するラックに接続する際は転倒防止の措置を施す。</li> <li>各モニタ及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有効化している。</li> </ul>
避難伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは耐震性を有する電子子機類の組成に沿ってして転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器の脚部等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による転倒力に対して構造が喪失しないことを確認する。</li> <li>各モニタ及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有効化している。</li> </ul>
建屋間伝送		
建屋間伝送ルート		
建屋間伝送設備		
建屋内伝送		
有線系		
建屋間伝送ルート		
建屋内伝送		
建屋内伝送設備		
SPDS表示装置		

※1. 汎用品である通信機器については、その性能を喪失しないよう強固な防護ケースに収容する等の措置を施した手品を保有する。

参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
データ収集装置		
9号炉 制御建屋	定通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集装置は、耐震性を有するラックに接続する際は転倒防止の措置を施すとともに、加振試験等により、基準地盤動による転倒力に対して構造が喪失しないことを確認する。</li> <li>光端子装置は、耐震性を有するラックに接続する際は転倒防止の措置を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による転倒力に対して構造が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有するラックに接続する際は転倒防止の措置を施すとともに、加振試験等により、基準地盤動による転倒力に対して構造が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線伝送用アンテナについては、耐震性を有する電線管等に有効化している。</li> </ul>
建屋間 伝送		
有線系		
建屋間伝送ルート		
建屋内伝送		
建屋内伝送設備		
SPDS表示装置		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>																								
<p>参考表T-1-1 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の通信連絡設備（他電外）に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通話機器</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">他電内</td> <td>衛星電話設備（衛星）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星電話用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、衛星試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（衛星）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（衛星）の無線連絡用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">他電内</td> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>無線型音声 専用電話機装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用電話機装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">他電外</td> <td>融合型子炉監視 データ伝送 ネットワーク を用いた 通信連絡設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：3号炉原子炉建屋内緊急時対策用本部と作業棟間の通信連絡を行ったために設置する設計とする。</p>	通話機器	主要設備	耐震措置	他電内	衛星電話設備（衛星）	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星電話用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、衛星試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul>	衛星電話設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線連絡設備（衛星）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（衛星）の無線連絡用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	他電内	無線連絡設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線連絡設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線型音声 専用電話機装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用電話機装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	他電外	融合型子炉監視 データ伝送 ネットワーク を用いた 通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>			【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり	
通話機器	主要設備	耐震措置																						
他電内	衛星電話設備（衛星）	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星電話用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、衛星試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（衛星）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> </ul>																						
	衛星電話設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	無線連絡設備（衛星）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（衛星）の無線連絡用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
他電内	無線連絡設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	無線連絡設備（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	無線型音声 専用電話機装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用電話機装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
他電外	融合型子炉監視 データ伝送 ネットワーク を用いた 通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>融合型子炉監視ネットワークを用いた通信連絡設備（ケーブル含議・システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有するリモート子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	<b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b>																							
	<p>参考表T-1-2 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の安全パトーマ表示システム（SP99S）及びデータ伝送設備に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4号炉 対応2号炉 ニントロール建屋</td> <td>データ伝送装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉ロードホール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>光ファイバ 通信伝送装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁屋間</td> <td>壁屋間 伝送 ネットワーク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>壁屋間伝送システムは、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋及び3号炉子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>光ファイバ 通信伝送装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉 原子炉建屋内 緊急時対策用 システム装置</td> <td>緊急時対策用 システム 装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策用システム装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>SP99S 壁示装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>SP99S 壁示装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	4号炉 対応2号炉 ニントロール建屋	データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉ロードホール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	光ファイバ 通信伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	壁屋間	壁屋間 伝送 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁屋間伝送システムは、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋及び3号炉子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	光ファイバ 通信伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	3号炉 原子炉建屋内 緊急時対策用 システム装置	緊急時対策用 システム 装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策用システム装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	SP99S 壁示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>SP99S 壁示装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	
場所	主要設備	耐震措置																						
4号炉 対応2号炉 ニントロール建屋	データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉ロードホール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	光ファイバ 通信伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
壁屋間	壁屋間 伝送 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁屋間伝送システムは、耐震性を有する3号及び4号炉コントロール建屋及び3号炉子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	光ファイバ 通信伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号炉子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
3号炉 原子炉建屋内 緊急時対策用 システム装置	緊急時対策用 システム 装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策用システム装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						
	SP99S 壁示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>SP99S 壁示装置は、耐震性を有するリモート子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																						

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の負荷は、緊急時対策所内の分電盤から受電している。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、通常時に3号炉の非常用高圧母線及び非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所における通信連絡設備の電源が3号炉非常用低圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電する設計とする。</p> <p>さらに、代替非常用発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所近傍に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備（6号炉及び7号炉中央制御室用）の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b></p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渋するまでに、電源車（緊急時対策所用）（DB）を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>仮に、電源車（緊急時対策所用）（DB）が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b></p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線及び非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多様性を有するとともに、緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渋するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様を参考第9-2表に示す。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違      ・電源構成の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違      ・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違      ・記載の充実</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違      ・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違      ・記載の充実</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違      ・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため順番を変更して記載】			
<p>緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。</p> <p>図8 通信連絡設備における電源タイミングチャート</p>		<p>参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間</p>	<p>【女川】記載方針の相違      ・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】			
<p>参考図8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油時間</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違      ②-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

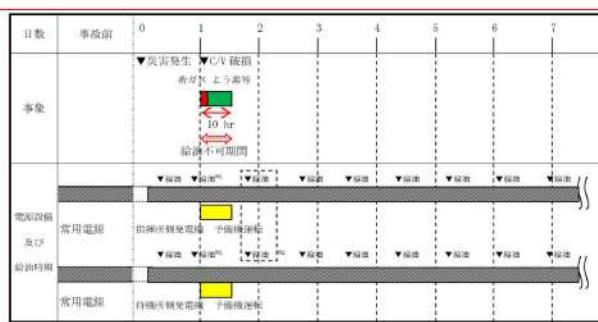
女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

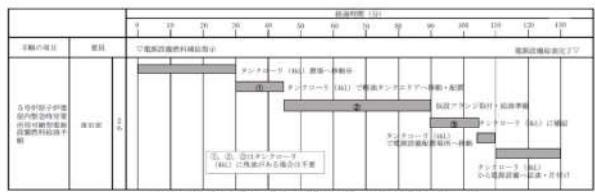


図9 電源車の給油が必要となるタイムチャート



参考第9-2図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング

【柏崎刈羽 6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備

燃料給油手順タイムチャート

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th><th>負荷容量(kVA)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td><td>約 21kVA</td></tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td><td>約 12kVA</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td><td>約 13kVA</td></tr> <tr> <td>放射線管理設備</td><td>約 14kVA</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約 60kVA</td></tr> </tbody> </table> <p>* 電力保安用通信電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th><th>負荷容量(kVA)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td><td>約 200kVA</td></tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)</td><td>約 47kVA</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)</td><td>約 5kVA</td></tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)</td><td>約 106kVA</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約 358kVA</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)	約 47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)	約 5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)	約 106kVA	合計	約 358kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th><th colspan="2">負荷容量 (kVA) ■</th><th rowspan="2">備 考</th></tr> <tr> <th>指揮所</th><th>待機所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>15.1</td><td>0.7</td><td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td></tr> <tr> <td>照明設備</td><td>2.2</td><td>2.2</td><td>LED 照明（バッテリ内蔵）</td></tr> <tr> <td>室内空調設備</td><td>34.8</td><td>34.8</td><td>バッケージエアコン</td></tr> <tr> <td>可搬型空气净化装置</td><td>23.1</td><td>23.1</td><td>可搬型新設緊急時対策所用空气净化ファン</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>21.9</td><td>21.9</td><td>OA機器等（予備容量含む）</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>97.1</td><td>70.1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1 力率 0.8の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ■		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリ内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	バッケージエアコン	可搬型空气净化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空气净化ファン	その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>DB/SAに係る内容 【女川】記載方針の相違 換気空調設備の負荷が非常用所内電源に接続されていないことから、通信連絡設備に特化した表とした。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA																																																								
放射線管理設備	約 14kVA																																																								
合計	約 60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 200kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)	約 47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)	約 5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)	約 106kVA																																																								
合計	約 358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ■		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリ内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	バッケージエアコン																																																						
可搬型空气净化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空气净化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>																																													
参考表8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様	参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様	参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様	SAに係る内容（赤枠）																																										
<table border="1"> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内</td><td>(参考)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所用可搬型電源設備</td><td>6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約200kVA</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>440V</td></tr> <tr> <td>力率</td><td>0.8</td></tr> </table>	5号炉原子炉建屋内	(参考)	緊急時対策所用可搬型電源設備	6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	電圧	440V	力率	0.8	<table border="1"> <tr> <td>非常に用交流電源設備</td><td>常設代替交流電源設備</td><td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td><td>ガスタービン発電機</td><td>電源車 (緊急時対策所用)</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>7,625kVA</td><td>4,500kVA(1台あたり)</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>6.9kV</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>力率</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>台数</td><td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B</td><td>2台</td></tr> </table>	非常に用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)	電圧	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	<table border="1"> <tr> <td>非常に用電源設備</td><td>代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td><td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td><td>代替非常用発電機</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約1,725kVA(1台あたり)</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>力率</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>台数</td><td>1台 参考：3B-ディーゼル発電機</td></tr> </table>	非常に用電源設備	代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	容量	約1,725kVA(1台あたり)	電圧	6.9kV	力率	0.8	台数	1台 参考：3B-ディーゼル発電機	【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している
5号炉原子炉建屋内	(参考)																																												
緊急時対策所用可搬型電源設備	6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																												
容量	約200kVA																																												
電圧	440V																																												
力率	0.8																																												
非常に用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																											
非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																											
容量	7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)																																											
電圧	6.9kV	6.9kV																																											
力率	0.8	0.8																																											
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台																																											
非常に用電源設備	代替交流電源設備																																												
常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																												
ディーゼル発電機	代替非常用発電機																																												
容量	約1,725kVA(1台あたり)																																												
電圧	6.9kV																																												
力率	0.8																																												
台数	1台 参考：3B-ディーゼル発電機																																												
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>																																													
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表8.1-1に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA1台により給電可能な設計とする。	緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B(7,625kVA)、ガスタービン発電機2台(4,500kVA(1台当たり))、電源車(緊急時対策所用)(400kVA)により給電可能な設計としている。	緊急時対策所の通信連絡設備の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、最大約15.8kVAであり、3B-ディーゼル発電機(約7,000kVA)、代替非常用発電機(約1,725kVA)、緊急時対策所用発電機(約270kVA)により給電可能な設計としている。	【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり																																										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【泊崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>また、軽油タンクからタンクローリー(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備へ切り替えることにより 10時間以上給電可能な設計とする。<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基(20kL)、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【泊崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

**【柏崎刈羽6／7号炉より参考掲載】**

参考 9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について  
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安用通信電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。

表 16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間

衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W			
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1台)	63W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1台)	412W			
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
総合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1台)	600W			
総合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W			
総合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W			
緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1台)	126W			
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1台)	132W			

女川原子力発電所2号炉

参考 10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について  
 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。

a. 充電器（直流125V）の仕様

蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上

充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷

充電器から給電可能な設備	負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
衛星電話設備（固定型）	約88.6	450
無線連絡設備（固定型）		
衛星保安電話（固定型）		
複合原子力防災ネットワークを用いた通信機器		
テレビ会議システム		
IP-FAX		
安全パラメータ表示システム(SPDS)		
その他設備		
合計		

各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様

蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）
800Ah	3時間以上

A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷

充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]
通信連絡設備	約250	11W
送受話器（ページング）		
移動無線設備（固定型）		
その他の機器		
合計	約91.0	

各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

参考 10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について

緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。

緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。

【女川】設計方針の相違  
 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の違い  
 (大飯審査実績の反映)

【柏崎】記載方針の相違  
 2-3①とのおり

参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）

無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
加入電話設備	27.5W			
加入FAX <sup>※1</sup>				
電力保安用通信電話設備 保安電話（FAX）	27.5W			
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W			
衛星電話設備 衛星電話設備（FAX） <sup>※1</sup>	27.5W			

※1 : FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。

無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
専用電話設備				
専用電話設備（固定型）×3台	16W×3			
専用電話設備（FAX）×3台 <sup>※1</sup>	28.5W×3	133.5W	408Wh	2時間以上

※1 : FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。

無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
専用電話設備				
専用電話設備（固定型）×3台	16W×3			
専用電話設備（FAX）×3台 <sup>※1</sup>	28.5W×3	144.5W	408Wh	2時間以上

※1 : FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。

無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） <sup>※1</sup>	72W	72W	408Wh	2時間以上

※1 : FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
		<p><b>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（2/3）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）<sup>*1</sup></td> <td>72W</td> <td>116.5W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>16W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備（固定型）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備（FAX）<sup>*1</sup></td> <td>28.5W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）<sup>*1</sup></td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td>454W</td> <td>432Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>223W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td>536.1W</td> <td>900Wh</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内） 通信機器</td> <td>198W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（3/3）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td>350.8W</td> <td>540Wh</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内） 通信機器</td> <td>192W</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源（充電式電池）</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>65W</td> <td>各63Wh</td> <td>約1時間 (カタログ値：約1時間半)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（FAX）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備（FAX）は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源（充電式電池）</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） <sup>*1</sup>	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備	16W				専用電話設備（固定型）					専用電話設備（FAX） <sup>*1</sup>	28.5W				無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） <sup>*1</sup>	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議システム 通信機器	223W				無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備（発電所内） 通信機器	198W				社内テレビ会議システム 通信機器	20W				専用電話設備 通信機器	11W				無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W				電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W				データ伝送設備（発電所内） 通信機器	192W				無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備	65W	各63Wh	約1時間 (カタログ値：約1時間半)	衛星電話設備（固定型）				衛星電話設備（FAX）				無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約1時間	
無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） <sup>*1</sup>	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																																																											
専用電話設備	16W																																																																																																																														
専用電話設備（固定型）																																																																																																																															
専用電話設備（FAX） <sup>*1</sup>	28.5W																																																																																																																														
無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系） <sup>*1</sup>	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																																																											
無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																											
社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																																																																																											
社内テレビ会議システム 通信機器	223W																																																																																																																														
無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上																																																																																																																											
データ伝送設備（発電所内） 通信機器	198W																																																																																																																														
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																																																														
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																																																														
無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																																																														
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																																																														
データ伝送設備（発電所内） 通信機器	192W																																																																																																																														
無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																												
衛星電話設備	65W	各63Wh	約1時間 (カタログ値：約1時間半)																																																																																																																												
衛星電話設備（固定型）																																																																																																																															
衛星電話設備（FAX）																																																																																																																															
無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																																												
データ表示端末	65W	60Wh	約1時間																																																																																																																												

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考 12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備（発電所内）は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表 21 に示すとおり、同一の事象によって、通信手段が無くなることがないよう、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表 21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事 実 (○: 使用可 ×: 使用不可)				
使用場所 (A)	通信端末設備 (A)	使用場所 (B)	通信連絡設備 (B)	全交換能力 電源喪失 Ss	基準地図 ルート (発電所内)	通信ケーブル 雨・雪・ 火山灰
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	×
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ <sup>※1</sup>
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）		保安電話（携帯）	×	×	○ <sup>※2</sup>
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ <sup>※3</sup>
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ <sup>※2</sup>
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯）		衛星電話（固定） 衛星電話（携帯）	○	○	○
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）		保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
現場（屋内）	遠転指令装置	現場（屋内）	遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ <sup>※1</sup>
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ <sup>※2</sup>
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ <sup>※3</sup>
現場（屋外）	保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（携帯）	×	×	○ <sup>※2</sup>
	遠転指令装置		遠転指令装置	○	○	○
	トランシーバー		トランシーバー	○	○	○
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ <sup>※2</sup>
緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ <sup>※1</sup>
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ <sup>※2</sup>
緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	○	○	○ <sup>※3</sup>
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ <sup>※2</sup>
	衛星電話（固定）		衛星電話（固定）	○	○	○ <sup>※2</sup>

※1:既設ケーブル新設時は代替ケーブル布設する。

※2:保安電話（携帯）、衛星電話（携帯）は生活防水程度。

※3:搬行型通話装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により雨水対策を施す。

女川原子力発電所 2 号炉

参考 11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第 11.1-1 表に示す通り、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

泊発電所 3 号炉

参考 11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第 11-1 表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

相違理由

【大飯】記載方針の相違  
(女川審査実績の反映)  
・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

参考第 11.1-1 表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 <sup>※1</sup>		回線容量
		主要容量	その他 <sup>※2</sup>	
電力保安通信回線	電力保安適用電話設備 <sup>※3</sup> (固定電話機、PHS 端末、FAX)	2,3Mbps		
	内線電話会議システム データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	10Mbps	313Mbps	600Mbps
	電力保安適用電話設備 <sup>※3</sup> (固定電話機、PHS 端末、FAX)	94Mbps		
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	1.6Mbps	10Mbps	12Mbps
有線系回線	周波数増加電話機 加入電話機 加入 FAX	5 回線	—	5 回線
	電力保安適用電話設備 <sup>※3</sup> 接続機	5 回線	—	5 回線
	周波数増加電話機 加入電話機 加入 FAX	15 回線	—	15 回線
	電力保安適用電話設備 <sup>※3</sup> 接続機	15 回線	8 回線	15 回線
通信事業者回線	衛星電話設備 <sup>※4</sup> (衛星電話端末)	10 回線	—	10 回線
	衛星電話設備 <sup>※4</sup> (衛星電話端末)	4 回線	—	4 回線
	衛星電話設備 <sup>※4</sup> (衛星電話端末)	4 回線	—	4 回線
	衛星電話設備 <sup>※4</sup> (衛星電話端末)	4 回線	—	4 回線
衛星系回線	電力保安適用電話 <sup>※5</sup> 電話設備	32Mbps	—	160Mbps
	内線電話会議システム データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	128Mbps	—	256Mbps
	専用電話設備	94Mbps	—	94Mbps
	専用電話設備 <sup>※6</sup> (地方公社共用回線ホットライン)	9 回線	—	9 回線
通信事業者回線	周波数増加電話機 IP電話 IP-FAX	2.2Mbps	—	2.3Mbps
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	2.3Mbps	5Mbps	5Mbps
	統合原子力防災ネットワーク	210Mbps	—	294Mbps
	IP電話 (52Mbps) IP-FAX (50Mbps)	—	294Mbps	384Mbps
衛星系回線	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	94Mbps	—	94Mbps
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	122Mbps	—	230Mbps
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	122Mbps	—	230Mbps
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (SPOTS 伝送装置)	122Mbps	—	230Mbps

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1:周波数増加電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能。

※2: () は内訳を示す。

※3: その他の容量は、実測データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

参考第 11-1 表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量
		主要容量	その他 <sup>※1</sup>	
電力保安通信回線	電力保安適用電話設備 <sup>※2</sup> (固定電話機)	(64kbps)		64Mbps × 12 回線
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	(64kbps)		600Mbps
	FAX	(64kbps)		
	データ伝送設備（※範囲外）	4.4Mbps		4.4Mbps
無線系回線	データ伝送設備 <sup>※2</sup> (固定電話)	(64kbps)		64Mbps × 12 回線
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	(64kbps)		600Mbps
	FAX	(64kbps)		
	データ伝送設備（※範囲外）	4.4Mbps		4.4Mbps
通信事業者回線	加入電話機	2 回線	—	2 回線
	加入電話機	1 回線	—	1 回線
	加入 FAX	1 回線	—	1 回線
	電力保安適用電話設備 <sup>※3</sup> 電話接続機	10 回線	—	10 回線
衛星系回線	専用電話設備 <sup>※4</sup> (DDN)	7Mbps	2Mbps × 7 電話	2Mbps × 7 電話
	専用電話設備 <sup>※4</sup> (衛星型)	7Mbps	—	7Mbps
	専用電話設備 <sup>※4</sup> (X.25)	6Mbps	—	6Mbps
	専用電話設備 <sup>※4</sup> (X.25)	6Mbps	—	6Mbps
通信事業者回線	衛星電話設備 <sup>※5</sup> (固定電話)	3 回線	—	3 回線
	衛星電話設備 <sup>※5</sup> (携帯電話)	1 回線	—	1 回線
	衛星電話設備 <sup>※5</sup> (衛星電話)	10 回線	—	10 回線
	電力保安適用電話設備 <sup>※6</sup> 衛星電話	32Mbps	32Mbps × 1 回線 = 32Mbps	32Mbps
衛星系回線	統合原子力防災ネットワーク	IP電話 (400kbps/台)	400kbps/台	
	IP-FAX	※ 3	2.4Mbps + a * 3	5Mbps
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (範囲外)	2,000Mbps		
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (データ)	4.4Mbps	4.4Mbps	
通信事業者回線	統合原子力防災ネットワーク	IP電話 (32Mbps/台)	32Mbps/台	
	IP-FAX	50Mbps/台	50Mbps/台	
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (データ)	128Mbps	128Mbps	
	データ伝送設備 <sup>※3</sup> (範囲外)	4.4Mbps	4.4Mbps	

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1 : 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能。

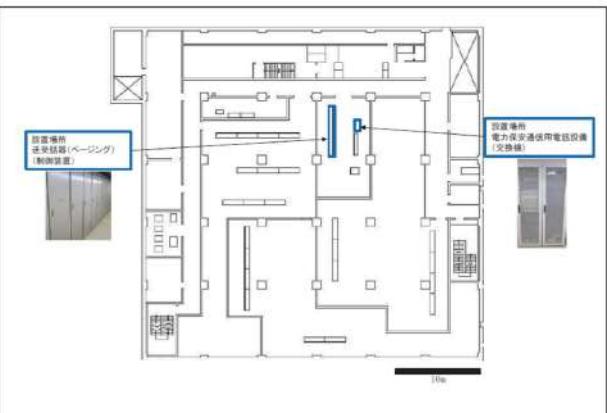
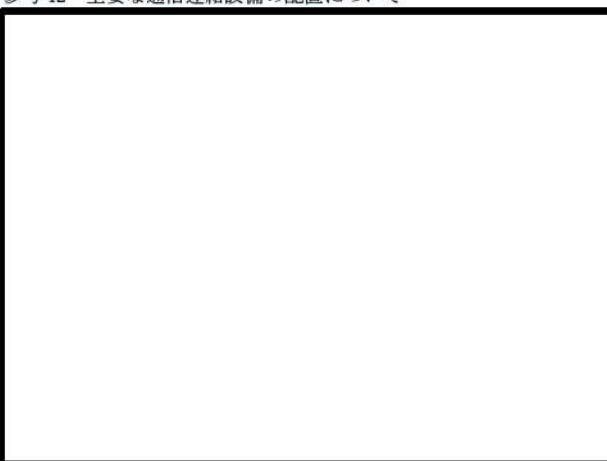
※2 : () は内訳を示す。

※3 : 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12.1-1 図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第 12.1-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12-1 図 主要な通信連絡設備の配置図 (原子炉補助建屋 T.P 17.8m) ■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 6階)</p>  <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 3階)</p> 	
			【女川】建屋設計の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第35条 通信連絡設備（参考資料）

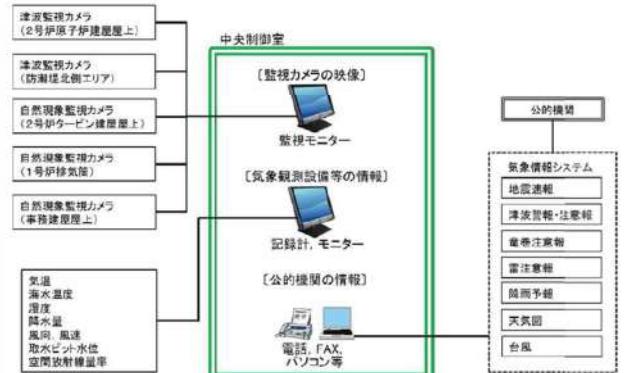
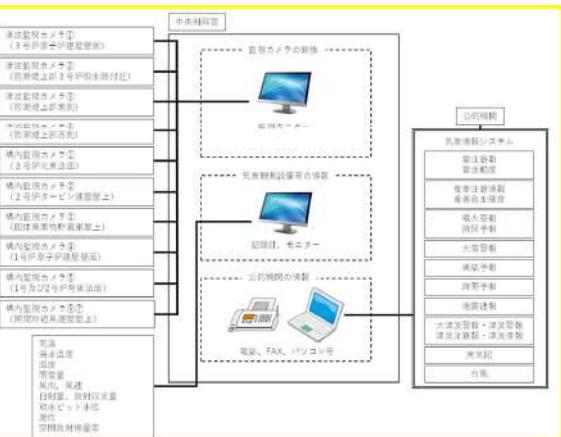
## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため再掲】</b></p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際ににおいても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一緒に必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p><b>【拍崎刈羽6／7号炉まよめ資料より参考掲載】</b></p> <p>重大事故等におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯は参考2に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p>
<p>重大事故等におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>緊急時対策所指揮所内</u>に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>重大事故等におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>緊急時対策所指揮所内</u>に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカー及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p> <p><b>【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p> <p><b>【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p>	
<p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本店を経由して協力会社による支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカー及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p> <p><b>【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p> <p><b>【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p>	

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

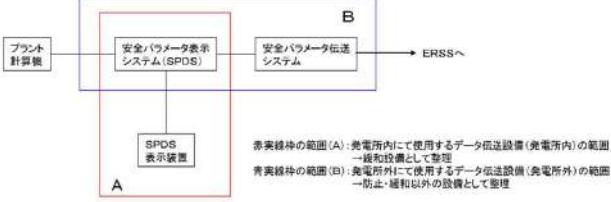
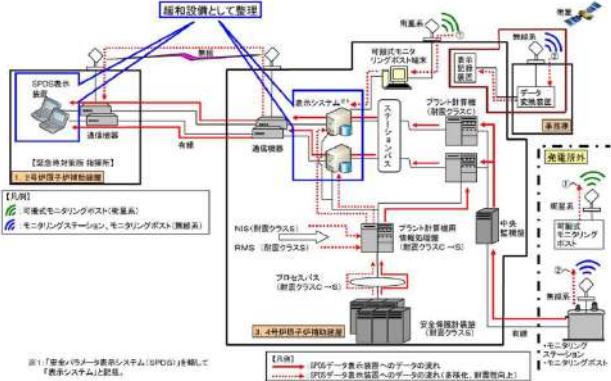
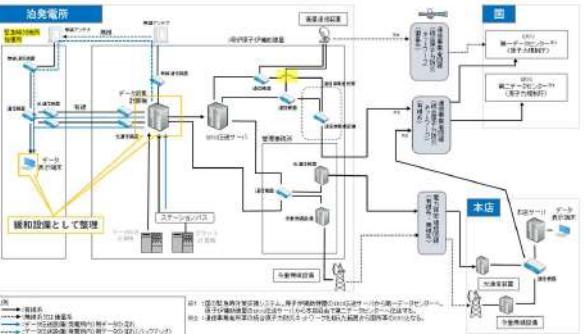
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX等に加えて、中央制御室の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、<b>東北地区</b>で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、<b>東北地区沿岸</b>に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX等に加えて、中央制御室の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、<b>北海道全域</b>で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、<b>北海道日本海南部</b>に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違 【女川】観測地区の相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
<p>参考 10. 設計基準事故対処設備における点検頻度</p> <p>設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。</p> <p>通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス(摩耗による部品の交換や注油等)が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p> <p>表 20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>常時使用による異常検知性<sup>②</sup> 〔○：検査可、×：検査不可〕</th><th>点検内容</th><th>点検頻度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡指令設備</td><td>○</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／0ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>事故一時放送装置</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／0ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安連絡用電話設備</td><td>○ 保安電話(固定)</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>○ 保安電話(携帯)</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>複数保安電話</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>携帯</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>トランシーバー</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">携行型電話装置</td><td>携行型電話装置</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>インターフォン</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>加入電話</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>携帯電話</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>無線通話装置</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／2ヶ月 (1回／6ヶ月)</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡</td><td>1回／0ヶ月</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td rowspan="3">総合周子防災ネットワーク接続する通信連絡設備</td><td>TV会議システム</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>IP電話</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td>緊急時対策局の機能に係る期末のみ<sup>③</sup></td></tr> <tr> <td>IP-FAX</td><td>内線点検 通信連絡</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時周星通報システム</td><td>×</td><td>内線点検 通信連絡</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時警報装置システム(EROD)等へ必要なデータを伝送できる機器</td><td>SPDS表示装置</td><td>内線点検 (機能試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDPS)</td><td>○ 内線点検 (機能試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム</td><td>○ 外線点検 (機能試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 緊急時対策局に設置している施設、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。</p> <p>※2: 内線と外線の区別のないものについては、内線と外線のどちらか一方の検査を特徴としている。</p> <p>※3: 常時使用する場合は、予備と取り替えることによる通信連絡が可能である。</p> <p>※4: 改造した場合は、適切に検査を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>	主要設備	常時使用による異常検知性 <sup>②</sup> 〔○：検査可、×：検査不可〕	点検内容	点検頻度	備考	連絡指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月		事故一時放送装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月		電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話(固定)	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	○ 保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	複数保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回／年		固定電話	×	外線点検 通信連絡確認	1回／月		携帯	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		可搬	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		トランシーバー	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		携行型電話装置	携行型電話装置	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月		通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		インターフォン	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		加入電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	携帯電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	社内TV会議システム	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	無線通話装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／2ヶ月 (1回／6ヶ月)	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	加入ファクシミリ	○	内線点検 通信連絡	1回／0ヶ月	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	総合周子防災ネットワーク接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回／月		IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回／月	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>	IP-FAX	内線点検 通信連絡	1回／月		緊急時周星通報システム	×	内線点検 通信連絡	1回／月		緊急時警報装置システム(EROD)等へ必要なデータを伝送できる機器	SPDS表示装置	内線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)		安全パラメータ表示システム(SPDPS)	○ 内線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)		安全パラメータ伝送システム	○ 外線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)		別添資料にて比較	別添資料にて比較	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載</li> </ul>
主要設備	常時使用による異常検知性 <sup>②</sup> 〔○：検査可、×：検査不可〕	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																			
連絡指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月																																																																																																																				
事故一時放送装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月																																																																																																																				
電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話(固定)	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
	○ 保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
	複数保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回／年																																																																																																																				
固定電話	×	外線点検 通信連絡確認	1回／月																																																																																																																				
	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
トランシーバー	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
携行型電話装置	携行型電話装置	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月																																																																																																																				
	通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
インターフォン	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
加入電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
携帯電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
社内TV会議システム	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
無線通話装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／2ヶ月 (1回／6ヶ月)	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
加入ファクシミリ	○	内線点検 通信連絡	1回／0ヶ月	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
総合周子防災ネットワーク接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回／月																																																																																																																				
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回／月	緊急時対策局の機能に係る期末のみ <sup>③</sup>																																																																																																																			
	IP-FAX	内線点検 通信連絡	1回／月																																																																																																																				
緊急時周星通報システム	×	内線点検 通信連絡	1回／月																																																																																																																				
緊急時警報装置システム(EROD)等へ必要なデータを伝送できる機器	SPDS表示装置	内線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				
	安全パラメータ表示システム(SPDPS)	○ 内線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				
	安全パラメータ伝送システム	○ 外線点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				

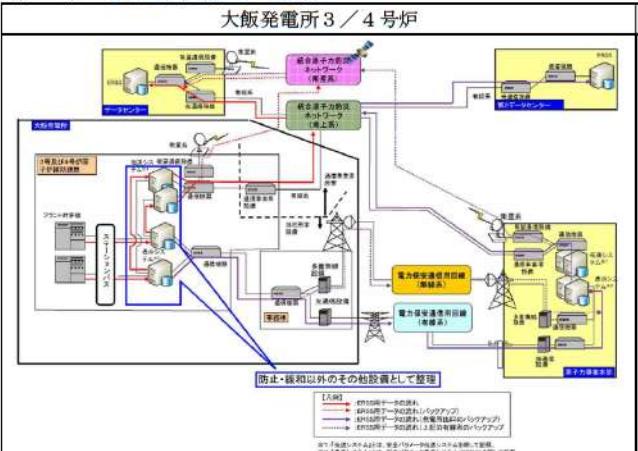
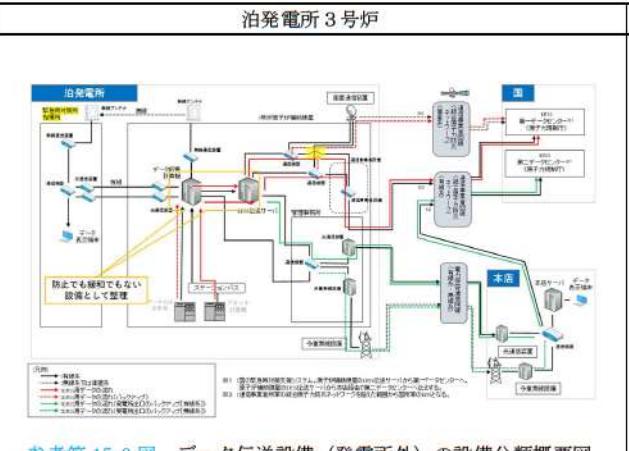
## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 1.1. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図 11～13 に示す。</p>  <p>図 11 データ伝送設備の設備分類概要図</p> <p>参考 1.2. データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p>  <p>図 12 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p>		<p>参考 15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第 15-1 図、参考第 15-2 図及び参考第 15-3 図に示す。</p>  <p>参考第 15-1 図 データ伝送設備の概要</p> <p>参考 15-2. データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p>  <p>参考第 15-2 図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違      ・記載の充実      (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】表現の相違      大飯：データ、泊：事故時パラメータ</p> <p>【大飯】記載方針の相違      ・泊は、伝送先が ERSS しかないことから「等」は記載していない</p> <p>(女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】記載表現の相違      大飯：防止・緩和以外の設備、泊：防止でも緩和でもない設備</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>		 <p>参考第15-3図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、<b>緊急安全対策要員</b>が屋外で相互に通信連絡するために<b>トランシーバー</b>を使用する。  <b>トランシーバー</b>は、デジタル簡易無線局として登録申請したもの用い、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーCATALOG値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは<b>30チャンネル</b>あり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の<b>充電池</b>のほかに乾電池<b>で使用</b>できるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考 16 無線連絡設備（携帯型）の仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、<b>発電所災害対策要員</b>が屋外で相互に通信連絡するために<b>無線連絡設備（携帯型）</b>を使用する。  <b>無線連絡設備（携帯型）</b>は、<b>デジタル簡易無線局</b>として登録申請した<b>出力5W（1Wへの切替可能）／周波数350MHz帯の無線機</b>、<b>業務用無線機</b>として免許申請した<b>出力1W／周波数400MHz帯の無線機</b>及び<b>特定小電力トランシーバ</b>として免許・登録が不要な<b>出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機</b>を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、<b>デジタル簡易無線局</b>は約1～4km、<b>業務用無線機</b>は約3km、<b>特定小電力トランシーバ</b>は約2km（メーカーCATALOG値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、<b>デジタル簡易無線局</b>は<b>30チャンネル</b>、<b>業務用無線機</b>は<b>1チャンネル</b>、<b>特定小電力トランシーバ</b>は<b>20チャンネル</b>あり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の<b>充電式電池</b>又は<b>乾電池</b>を使用することができ、<b>乾電池を使用するものについては</b>乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：充電池 泊：充電式電池</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】設計方針の相違 ・無線機の相違により、大飯は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p>参考 17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>用途</th><th>必要台数</th><th>予備機保有台数</th><th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">衛星電話設備 (機械型)</td><td>可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td></tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">無線電話装置 (機械型)</td><td>可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用発電所災害対策要員間及(発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡)</td><td>2</td><td>2</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。</td></tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>7</td><td>9</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td></tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>携行型通信装置</td><td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td><td>11</td><td>13</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備（発電所内）としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	衛星電話設備 (機械型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1		可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1		放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1		ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2		無線電話装置 (機械型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用発電所災害対策要員間及(発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡)	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1		ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2		携行型通信装置	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	11	13	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p> <p>SAに係る内容（当ページ）</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																																			
衛星電話設備 (機械型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																																			
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																																				
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1																																																				
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1																																																				
	ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																																				
無線電話装置 (機械型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ用発電所災害対策要員間及(発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡)	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。																																																			
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																																			
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																																			
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と緊急時対策指揮所間の連絡	1	1																																																				
	ガレキ撤去によるアクセルルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																																				
携行型通信装置	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	11	13	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添</span>  <span style="color: green;">大飯発電所3号炉及び4号炉</span>  <span style="color: blue;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添</span>  <span style="color: green;">女川発電所2号炉</span>  <span style="color: blue;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添</span>  <span style="color: green;">泊発電所3号炉</span>  <span style="color: blue;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添</span>  <span style="color: green;">DBに係る内容（当ページ）</span>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p><b>第35条 通信連絡設備</b></p> <p><b>【要件事項】</b>発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>①発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ②発電所外の通信連絡設備を設けることとするが、必ずしも通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ④通信連絡設備の電源について、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p><b>第35条 通信連絡設備</b></p> <p><b>【要件事項】</b>発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けることとする。 ①発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ②発電所外の通信連絡設備を設けることとするが、必ずしも通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ④通信連絡設備の電源について、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p><b>第35条 通信連絡設備</b></p> <p><b>【要件事項】</b>発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けることとする。 ①発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ②発電所外の通信連絡設備を設けることとするが、必ずしも通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保する必要がある場所と通信連絡設備を設けることとする。 ④通信連絡設備の電源について、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p><b>【大飯】【女川】</b> 記載表現の相違 3/14/2023</p> <p>DB に係る内容（当ページ）</p>

### 第35条 通信連絡設備（別添資料）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

設置許可基準対象条文		対象項目		区分		運用・手順		運用対策等	
第35条 通信連絡設備		(発電所内)		運用・手順		・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順		運用対策等	
・電話指令設備 (1, 2号)	運用・手順	・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順							
・電話指令設備 (3, 4号)	運用・手順	・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順(特定使用者なし)							
・電力保安通信用電話設備	体制	・保守監視(による点検、点検(電気保全部)、計画的修理、定期的検査)							
(保安電話(固定))	体制	・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順							
・携行型電話装置	体制	・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順							
(携帯電話(固定))	体制	・電報装置及び通信連絡設備(発電所外)の操作手順							
・トランシーバー	運用・手順	・運用手順に付する訓練							
・衛星電話装置	運用・手順	・操作手順に付する訓練							
・インタークォン	運用・手順	・操作手順に付する訓練							
・安全バーコード表示システム	運用・手順	・操作手順に付する訓練							
(SPDS)	運用・手順	・操作手順(運営者外)の操作手順							
(発電所外)	運用・手順	・安全バーコード表示システムの操作手順							
・加入電話	運用・手順	・タコムシステム(運営者外)の操作手順							
・加入電話 (SIM)	運用・手順	・通信連絡設備(特定使用者なし)							
・携帯電話	運用・手順	・保守監視(による点検、点検(電気保全部)、計画的修理、定期的検査)							
・電力保安通信用電話設備	体制	・各主管グループによる点検並びに補修							
(保安電話(固定))	体制	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。							
・衛星電話装置	運用・手順	・故障時の補修							
・搬行型電話装置	運用・手順	・通信連絡設備が使用できるよう通信連絡設備(発電所外)の操作手順を定める。							
・無線連絡設備	運用・手順	・各主管グループによる点検並びに補修							
・衛星電話設備	運用・手順	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。							
(発電所外)	運用・手順	・故障時の補修							
・電力保安通信用電話設備	運用・手順	・各主管グループによる点検並びに補修							
・社内テレビ会議システム	運用・手順	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。							
・局線加入電話設備	運用・手順	・故障時の補修							
・専用電話設備	運用・手順	・各主管課による点検並びに訓練							
(ライン)	運用・手順	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。							
・衛星電話設備	運用・手順	・故障時の補修							
・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	運用・手順	・各主管課による点検並びに訓練							
・データ伝送設備	運用・手順	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。							
・データ伝送設備	運用・手順	・各主管課による点検並びに訓練							

### 第35条 通信連絡設備（別添資料）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3／4号炉

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度

設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。

通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（摩耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性 <sup>※1</sup> ○：異常検知性 ×：異常検知性なし	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外観点検 通信連絡確認	1回／6ヶ月	
事故一時送信装置	× <sup>※2</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／6ヶ月	
電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話（固定） 保安電話（携帯）	内蔵点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認	1回／年 緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>	
衛星電話	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／年	
固定	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／月	
携帯	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
可搬	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
トランシーバー	×	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
携行型電話装置	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／ヶ月	
送信装置用ケーブル	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
インターフォン	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認	1回／月	
加入電話	○	内蔵点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
携帯電話	○	内蔵点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
社内TV会議システム	○	内蔵点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
無線通話装置	× <sup>※4</sup>	外観点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回／2ヶ月 (定期点検) (1回／6ヶ月)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
加入ファクシミリ	○	内蔵点検 通信連絡	1回／2ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX	外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認	1回／月 1回／月 1回／月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※3</sup>
緊急時衛星通信システム	×	外観点検 通信連絡	1回／月	
緊急時制御支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝達できる機器	SPDS表示装置 安全カメラ伝送システム	内蔵点検 (機能試験) 外観点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)	
安全カメラ伝送システム	○	外観点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)	

※1：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。

※2：専用電話装置の内蔵部品の点検は、定期点検として実施する。通信連絡機能を確認している。

※3：定期点検の場合は、予備と取り扱えるようにして在庫を確保が可能である。

※4：故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	差異理由
別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度	別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度	別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯では点検項目及び点検頻度について参考資料(参考10)にて記載 DBに係る内容(当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯は保安規定のサービスバランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。</p>

設計基準事故対象設備		点検項目	点検頻度
送受話器(ペーパーライフ)	(警報装置を含む。)	ハンドセット、スピーカ 外観点検 機能確認	1回／年
電力保安通信用電話設備	○ 内蔵点検 通信連絡確認	固定電話機 FAX 端末 衛星探査電話（固定型） 外観点検 機能確認	1回／6ヶ月 <sup>※1</sup>
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
携行型電話装置		外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
衛星電話設備		衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
移動無線設備		移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
無線連絡設備		無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
データ収集装置	○ SPDS表示装置 (SPDS)	データ収集装置 外観点検 機能確認	1回／年
局線加入電話設備		加入電話機 加入FAX 外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
専用電話設備		専用電話設備（地方公共団体専用ホットライン） 外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	○ IP電話 IP-FAX	テレビ会議システム IP電話 IP-FAX 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
データ伝送設備	○ SPDS伝送装置	SPDS伝送装置 外観点検 機能確認	1回／年

※1：緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回／年	外観点検、通信確認	
電力保安通信用電話設備	1回／年	外観点検、通信確認 衛星保安電話	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
無線連絡設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
携行型電話装置	1回／年	外観点検、通信確認	
衛星電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	
移動無線設備	1回／3ヶ月 1回／5年	外観点検、通信確認 定期点検	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
加入電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
専用電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX データ伝送設備	外観点検、通信確認 外観点検、通信確認 外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
データ伝送設備(発電所内)	データ表示端末	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	
データ伝送設備(発電所外)	データ収集計算機 ERSS伝送サーバ	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年） 外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	

※1：緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等は通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。